

図-9 企画・設計時に地下躯体（地下ピット）を集約し、切梁と重機の接触リスク、湧水によるリスクを低減させた事例

（フロントローディング+BIMによるプロジェクトのリスクアセスメント—施工計画の基本設計への展開とBIM活用—、第55回全国建設業労働災害防止大会 pp. 64-66, 2018.）

2015/07/29 水曜日

2015/09/29 火曜日

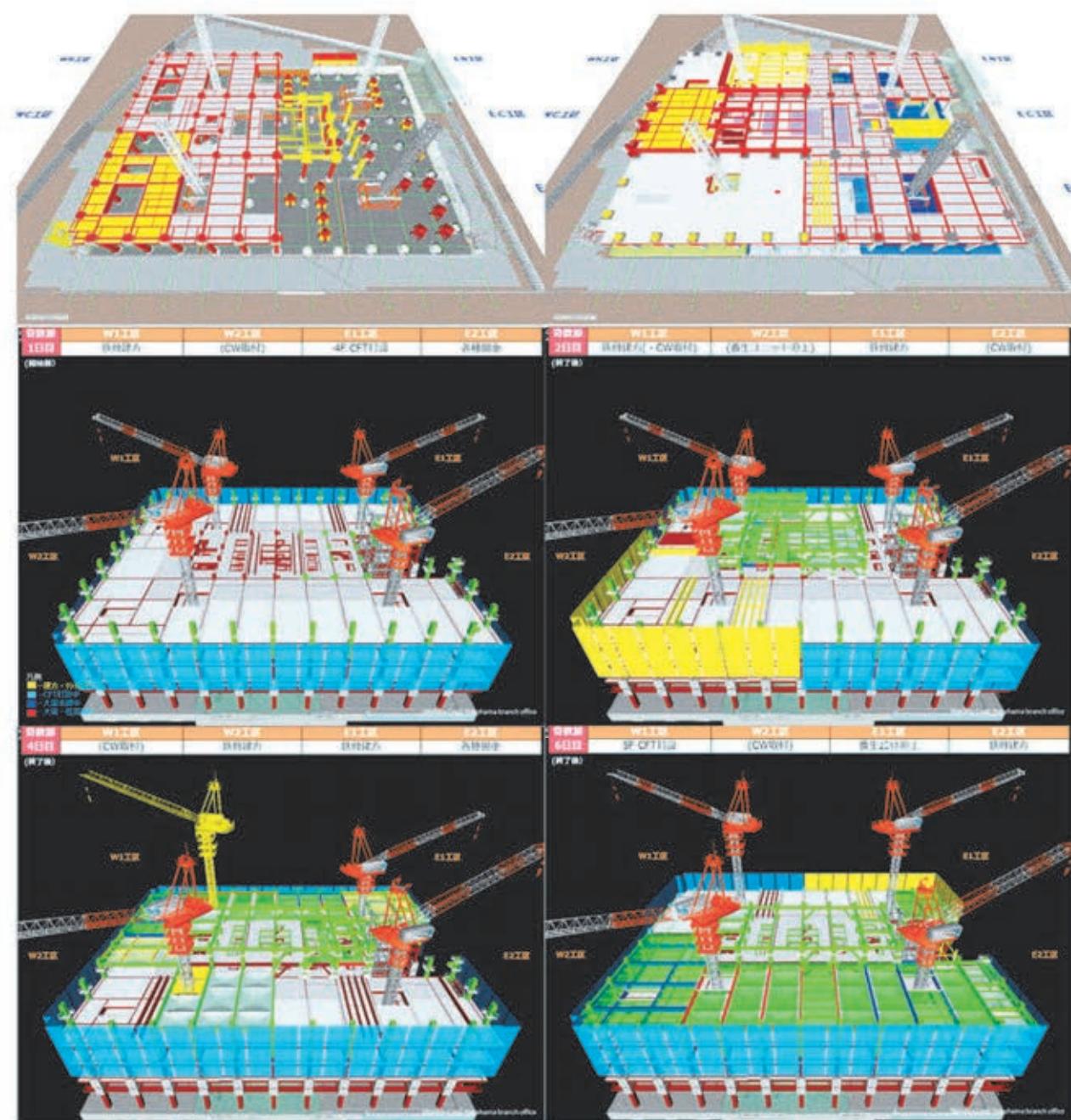


図-10 施工時における3次元BIMデータの4次元化  
(地下躯体工事～基準階タクト4次元データ)

(フロントローディング+BIMによるプロジェクトのリスクアセスメント—施工計画の基本設計への展開とBIM活用—, 第55回全国建設業労働災害防止大会 pp. 64-66, 2018.)

✧ 海外の取り組み好事例

- ④ シンガポールにおいても BIM/CIM を用いた最先端の施工管理が行われている(図-11 参照)。特に、鉄筋コンクリートの鉄筋の配筋等は、2 次元の設計図面を 3 次元又は 4 次元の BIM/CIM に作図してみると、矛盾が生じている場合が多くあり、配筋を考える上で、3 次元以上の高次元で作図することの重要性が指摘されている。

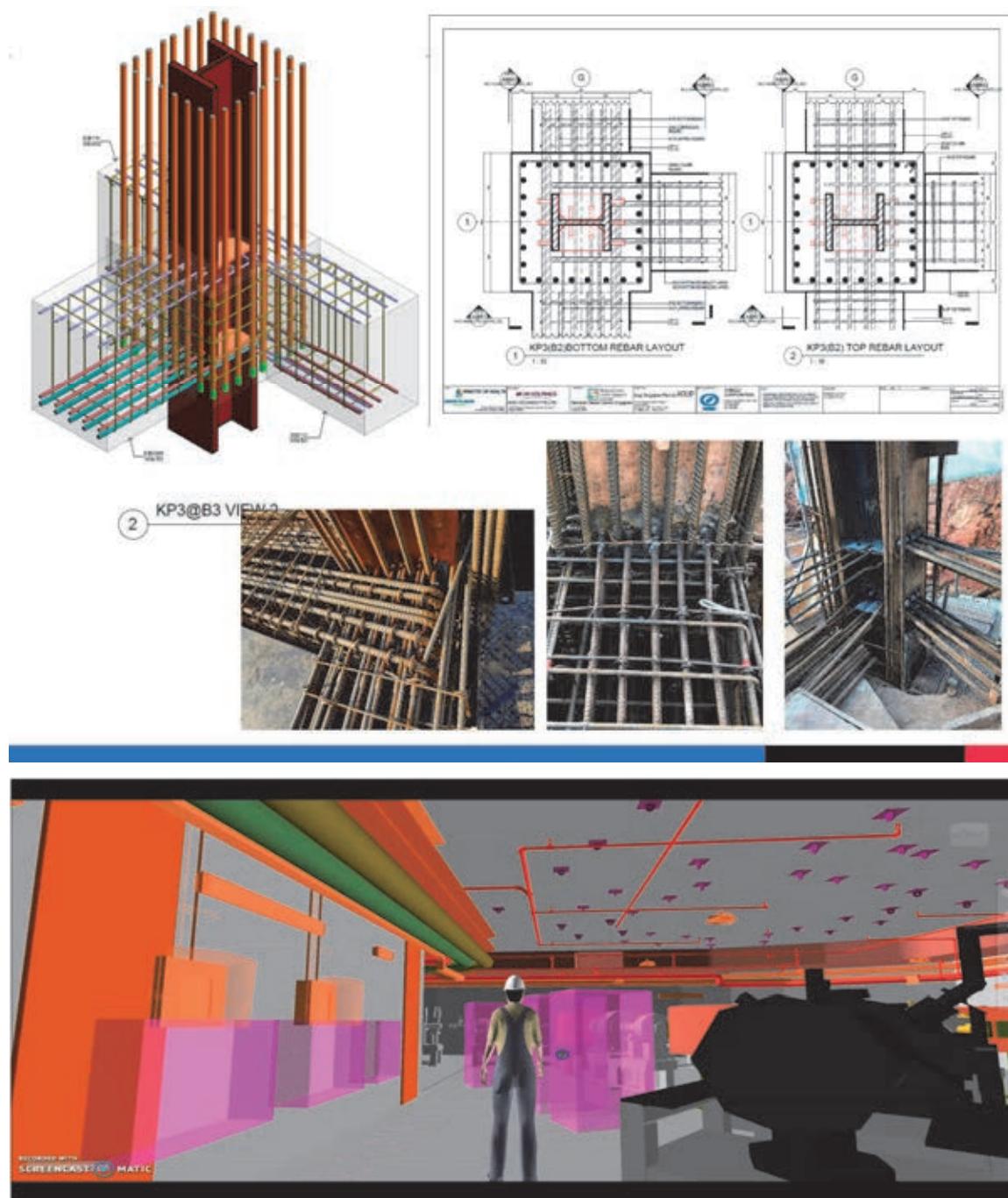


図-11 BIM/CIM の好事例

#### 4-4 フロントローディング等の積極的な活用

前述の4-1～4-3まで、基本設計、実施設計及び施工前のリスク登録、リスク情報の設計図への記載及びBIM/CIMの活用について述べたが、それらは安全衛生に関する専門的な知識、経験、ノウハウ等があつて初めて実現するものと考えられる。

しかしながら、発注者又は設計者は、施工方法に関する労働安全衛生に関する情報が十分でない場合もある。また、発注者からは、設計段階において、施工中等の作業の安全に精通した人材から意見を聞きたいといった声も聞かれた。

そのような場合には、フロントローディング等の積極的な活用、安全設計専門家又は安全衛生調整者の設置、有識者による施工検討委員会を設置している国内外の事例があった。

以下に具体例を示す。

##### ◆ 国内の取り組み好事例

- ① 大規模建設プロジェクト又は特殊な建設プロジェクトの場合、発注者が有識者を参集して検討委員会を開催し、施工方法、安全確保等が検討される場合もある。検討委員会内で実施設計の段階において安全な施工方法について議論されており、設計段階からの安全対策を実施している。
- ② 発注者の中には、施工、供用、維持管理、補修、解体等で実際に問題が生じた事項を設計にフィードバックしている場合もある。施工中の事故等に対する再発防止対策もその都度、発注者が規定する仕様書に盛り込み、発注者、設計者、施工者が一体となってPDCAを回しながらスパイラルアップしている。

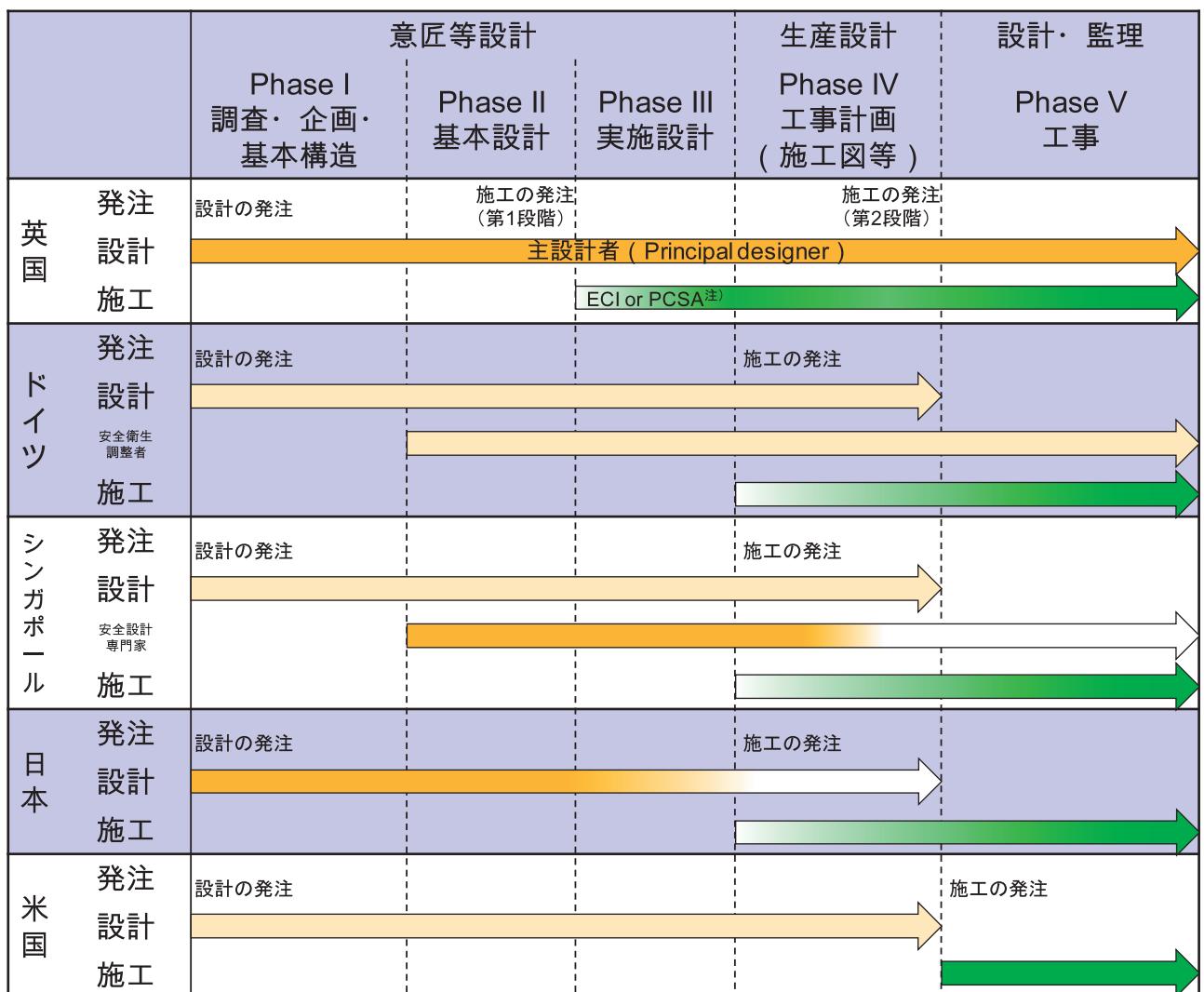
##### ◆ 海外の取り組み好事例

- ① フロントローディングの事例を図-12に示す。ここでのフロントローディングとは、設計段階からリスク登録を実施するため、施工者、安全設計専門家、安全衛生調整者等にアドバイザー的に建設プロジェクトの設計段階から参画してもらい、プロジェクトの初期の段階から安全衛生について検討することをいう。

同図は、英国、ドイツ、シンガポール、日本、米国の建設プロジェクトの流れの比較である。五カ国とも設計・施工分離方式が一般的であるが、その役割分担が少し異なってきている。同表から、英国では一般的にPhaseI(企画・調査・基本構造)、PhaseII(基本設計)、PhaseIII(実施設計)、PhaseIV(工事計画)までを主に設計者が担当している。ただし、場合によっては、基本設計が終了した実施設計の段階で、ECI(Early Contractor Involvement)やPCSA(Pre-Contractor Service Agreement)といった第1段階の元請(施工者)との有償の契約により、施工者にアドバイザー的に建設プロジェクトに参入してもらい、施工プロセスの合理化および効率化に加え、安全衛生も考慮している。

一方、英国以外では、PhaseI（企画・調査・基本構造）～PhaseIII（実施設計）までを主に設計者が、PhaseIV（工事計画）から施工者が主に担当する。米国では、さらに施工者が遅い時期に参入し、PhaseV（工事）のみを施工者が担当することが一般的のようである。

- ② 英国の発注者の建設マネジメントに関するフローチャートを図-13に示す。ここで、主設計者とは、CDM2015で規定されているPrincipal Designerのことである。同図を見ると、基本設計の段階において、発注者が主設計者と面談し、彼らの能力を適切に判定している。また、主設計者に対して、設計における安全の考慮、リスク登録、安全衛生ファイルの作成等を実施させている。さらには、基本設計が終了し、実施設計の段階から元請（施工者）と契約し、安全衛生を含めた適切な施工計画の策定に繋げていることがわかる。施工中も施工者にリスクアセスメントの状況、災害統計を報告させている。建設プロジェクトの全段階を通じて、発注者が設計者および施工者とのミーティングを開催し、安全衛生ファイルのチェック、レポートによる報告確認等、発注者も積極的に安全衛生を含めた建設マネジメントを実施している。
- ③ 米国では、労働安全衛生に関する行政機関である、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）およびOSHA（米国労働安全衛生庁）が中心となって、PtD（Prevention through Design）の導入を推奨している。PtDは、施設や設備の建設、製造、使用、保守、廃棄に関連した危険とリスクを最小限にすることを目的とし、設計の段階から労働災害の防止を検討するという概念である。その結果、最終的には建設プロジェクト全体のコストも減少するというものである。
- ④ 安全設計専門家（Design for Safety Professionals）（シンガポール）、安全衛生調整者（Coordinator）（ドイツ）が、基本設計、実施設計、施工前のデザインレビュー、リスク登録等を運営・管理する場合もある。安全設計専門家は、発注者又は設計者の機関内に設ける場合、または外部の機関に発注する場合等がある。安全衛生調整者は原則として、発注者が指名する。安全設計専門家、安全衛生調整者の教育については、次項に詳しく紹介する。



注) ECI: Early Contractor Involvement, PCSA: Pre-Contractor Service Agreement

図-12 英国、ドイツ、シンガポール、日本、米国における建設プロジェクトの流れ  
(色の濃淡は安全衛生に対する関与の強弱を示す)

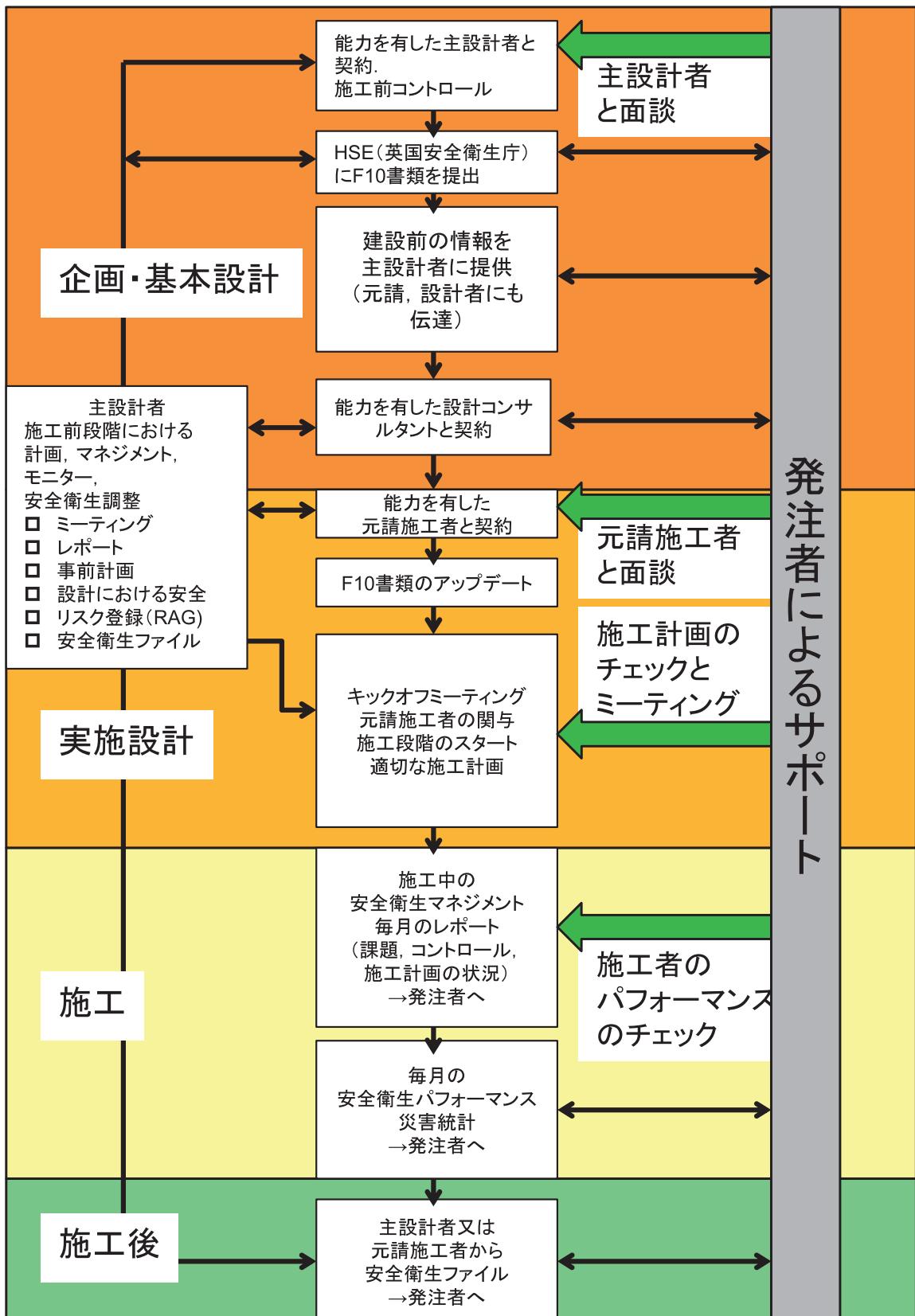


図-13 英国の発注者の建設マネジメントに関するフローチャート  
(ECI 又は PCSA の事例)

## 4－5 安全衛生に関する知識、実務経験、ノウハウ等を有する設計段階から参画できる人材等の教育システムの充実

設計段階（企画、基本設計及び実施設計）において、施工、供用、維持管理、補修、解体中に想定されるリスクを網羅的に適切に登録するためには、設計、施工、供用、維持管理、補修及び解体に精通し、また安全衛生に関する知識、実務経験、ノウハウ等を有する者の参画が必要である。

国内の調査結果からも、「設計者は、施工方法に関する労働安全衛生に関する情報が十分でない場合もある。教育や実務経験も必要である。」といった声も聞かれた。

ここでは、参考になると考えられる海外の例を以下に列挙する。日本国内においても、これらを参考にして、設計段階で施工等の安全衛生に配慮するために必要な知識や経験を持った人材を養成する取組みが行われることが望まれる。

### ◆ 海外の取り組み好事例

① シンガポールにおける安全設計専門家（Design for Safety Professionals）となる者は次のような資格を備えていなくてはならない。

- a) 建設業界での安全衛生問題における相応の実績と経験。
- b) 専門家機関、業界団体、もしくは法定機関により実施される安全設計専門課程（旧 DfS コーディネータ課程）を受講し、審査に合格、もしくは同等の資格を取得していること。

上記資格の候補者はまた次のいずれかを充たしていかなければならない。

- c) 登録専門技術者（PE）もしくは資格認定証を持つ建築士であること。
- d) 構造物の建設の設計（設計業務への従事、図面作成を含め設計における最小限 5 年の経験）および監督において 10 年以上の相応の経験を有していること。
- e) 専門技術者委員会（Professional Engineers Board (PEB)）もしくは建築士委員会（Board of Architects (BOA)）に資格登録されており、シンガポール測量士および鑑定士協会（Singapore Institute of Surveyors and Valuers (SISV)）ならびシンガポール・プロジェクトマネジャー協会（SPM）の建設関連の資格登録があること。

② ドイツでは、発注者が安全衛生調整者を指名することとされている。「建設現場における労働安全衛生基準 適切な安全衛生調整者（施行規則の § 3 の仕様） RAB30」では、安全衛生調整者の要件について記載している。

施行規則に示す適切な安全衛生調整者は、次のような適切な知識を持っている者である。

- a) 建設関連知識
- b) 労働安全衛生に関する知識
- c) 安全衛生調整者としての特別な知識
- d) プロフェッショナルな経験

安全衛生調整者は、建築家、エンジニア、技術者、マイスター職人または資格認定監督者としての職業上の建設関連教育の枠組みの中で、通常、建設関連の知識を取得することができる。労働安全衛生に関する知識と安全衛生調整者としての特別な知識は、通常、職業訓練の一部として、継続的またはさらなる訓練によって、または適切な職業経験のいずれかで取得することができる。プロフェショナルな経験とは、建設プロジェクトの性質と範囲に応じ、計画および/または実行における調整作業に関する2年以上の専門的経験のことである。

表-4 GUIDE-2（実施設計におけるデザインレビュー）の考慮すべきリスク

検討事項	特定されたハザードの詳細
<p>プレハブ工法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄骨構造物等の部材は、プレハブ式に加工し、地上で組み立てを行い設置する場所に持ち上げることは可能か？</li> <li>・ 鋼部材の切断は、発生する粉塵が削減されるよう管理された状態のもとで現場から離れて行うことは可能か？</li> <li>・ 現場での溶接は火災や燃焼リスクを低減するため最小限にすることは可能か？</li> <li>・ プレハブ加工で取り付けたナットとボルトを接合部品として利用できるか？</li> <li>・ 設計された吊り上げポイントをプレハブ加工部材に示し、その重さと重心を図面とプレハブ加工部材に印すことは可能か？</li> <li>・ もしプレハブ加工構造物を最終設置までの一定期間、一時的に吊り下げされなければならない場合、このことから生じるハザードを確実に取り除く手段はあるか？</li> <li>・ 地面と垂直の鉄骨構造物の部材のジョイントはボルトの取り付けが地上で行えるように設計することが可能か？</li> <li>・ 部材の接合箇所は組み立てを間違えるリスクを最小限にするよう設計することが可能か（例えば、接合箇所毎に特有のボルトをレイアウトする）？</li> <li>・ 図面に関して明確な指示を提供できるか？</li> <li>・ 設計者は施工法としてプレハブ加工を決定する前に吊り上げクレーンを安全に設置することができるような用地の条件を検証することが可能か？</li> </ul>	

重量物の吊り上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重量物の吊り上げに必要な作業工程と機材について検証する。これらの機材を留めおく場所を最終決定し非常線を張ることは可能か？</li> <li>・ 吊り上げ機材は地盤沈下や支えの崩れを最小限にできるよう特別仕様の土台を必要とするか？</li> <li>・ 最悪のシナリオを想定する。このシナリオは傷害を最小限にす るよう予防、制御がなされているか？</li> </ul>	
高所からの転落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高所作業の必要性を排除できるか？例えば、安全なアクセス手段を提供できない場合は高所作業の必要性を排除する。</li> <li>・ 脆い屋根材を取り除くことができるか、もしくは屋根への代替のアクセスルート（例えば作業の足場）を設計することができるか？</li> <li>・ 常設のアクセス手段（例えば階段）を早めに設置することで梯子や足場の利用を削減できるか？</li> <li>・ エッジ保護やその他要素は安全なアクセスや建設が可能となるよう設計、設置されているか？</li> <li>・ 作業の足場を設置できない場合に救命索や安全ハーネスを配備するためのアンカーポイントを増やすことができるか？</li> <li>・ 床面開口部がある場合、最小限にできるか？</li> </ul>	
仮設工事と順序	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時手段の代わりにそれよりも安全なアクセス手段を利用するこ とは可能か？</li> <li>・ 建設段階で利用できるよう常設の階段や昇降機を先駆けて完成させることは可能か？</li> <li>・ 設計は建設期間中の作業工程に影響を及ぼすものか？</li> <li>・ 建設中に必要な仮設工事を早い段階で計画することは可能か？ 例えば、設計段階において空間的考慮を計算に入れるようす るために必要な仮設工事のタイプや位置を特定する。</li> <li>・ 施工者に留意を促す必要のある建設にかかる特別な検討事項はないか？</li> <li>・ 施工順序が、追加的支柱を必要とするような何か不安定な仮設の作業足場を生み出すことはないか？</li> <li>・ 恒久構造物や仮設構造物の過負荷や倒壊が予防できるよう設 計に適切な安全要素を組み込むことは可能か？</li> </ul>	

レイアウト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設段階における敷地内や敷地周辺の車の流れ、歩行者、機材等に起因して発生する事故を防ぐようレイアウトを最適化することができるか？</li> <li>・ 恒久構造物となってからの敷地内や敷地周辺の車の流れ、歩行者、機材を考慮する。</li> <li>・ レイアウトは事故を防ぐために最適化することが可能か？</li> <li>・ 特定の部材、機材、車両および人の流れのダイアグラムを示す必要があるか？</li> </ul>	
閉鎖空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計によって恒久的もしくは一時的段階における閉鎖空間が生み出されていないか？</li> <li>・ 閉鎖空間を設計から取り除くことができるか？</li> <li>・ 必要不可欠な機材や制御装置を閉鎖空間から取り除くことによって閉鎖空間に立ち入る必要性を最小化することは可能か？</li> </ul>	
<p>メンテナンスのためのアクセス</p> <p>(付録8:メンテナンス戦略レポートを参照のこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全およびメンテナンス作業員やメンテナンス作業を実施するのに必要な道具および機材の効率的な動線を考慮してアクセス手段が提供されているか？</li> <li>・ 定期的なメンテナンスが必要なエリアに対して、常設の安全なアクセス手段を作業員に提供することによって、臨時のアクセス手段（例えば、足場、当座しのぎの梯子、等）を取り除くことができるか？</li> <li>・ 設計において、高所で実施することが必要なメンテナンス作業のために、常設の安全ロープ、アンカーポイントや昇降ポイントが構造物に採り入れられているか？</li> <li>・ メンテナンスの頻度が低く済む耐久性の高い材料（例えば、定期的な塗り直しが必要な軟鋼素材に対して、粉末塗装されたアルミ素材）が使用されているか？</li> <li>・ メンテナンス作業を地上階で安全かつ生産的に実施することは可能か？例えば、空調機を地上階に設置すること、照明器具を届く高さに設置することである。</li> <li>・ 設計は、メンテナンス作業を実施する作業員の安全性と効率を低下させる、低い頭上空間を生み出しているか？</li> <li>・ 設計はメンテナンス作業員がダクトや床下空間に入る必要性を最小限にしているか？</li> <li>・ 設計は、定期点検やメンテナンスにおいて、隔壁、被覆物、枠、等の解体の必要性を最小限にしているか？</li> <li>・ 設計は建造物のメンテナンスもしくは作業中に、車両（例えば、クレーン</li> </ul>	

	<p>車、移動式クレーン車)が安全かつ効率的に作業できるような十分なスペースを設けているか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計は機械・電気(M&amp;E)室内およびM&amp;E機材の周辺に、機材の点検、メンテナンス、修理、交換のための十分な作業空間を設けているか？</li> <li>・ 設計は、いくつかの階層に亘って壁面緑化システムが施されている場合、各階にメンテナンス用アクセスを設けているか？</li> </ul>	
緊急避難ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設工事、本設工事の段階での緊急避難ルートは最短で最も直進的であるか？</li> <li>・ 多数の人たちの避難に備え、緊急避難ルートに沿って、照明、方向標示、警告、非常用電源が、適切に配備されているか？</li> </ul>	
健康被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害性の低い材料を利用できるか(例えば、非溶剤もしくは難熔解性の接着剤や水性塗料)？</li> <li>・ 重大な火災リスクを生む可能性がある材料を取り除くことができるか？</li> <li>・ 有毒な噴煙、氣化物質、粉塵、騒音、振動を発生させる工程を回避することはできるか？このような工程には、含有されるアスベストの拡散、煉瓦造りやコンクリートに埋め込まれたチエースの切断、地面への杭打ち工事、コンクリート削り、手作業での地下道の掘削、ガス切断、鉛含有塗料やカドミウムで塗装されたエリアの研磨、が例に挙げられる。</li> </ul>	
天候	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場に洪水が発生する可能性はないか？もしそうであるならば、仮設工事および本設工事でハザードをどのように最小化できるか？</li> <li>・ 現場に落雷が発生する可能性はないか？もしそうであるならば、仮設工事および本設工事でハザードをどのように最小化できるか？</li> <li>・ 現場にいる作業員の安全衛生に影響を及ぼす可能性のある有害な気象条件はないか？</li> <li>・ 極端な気温や湿度が機器の使用に及ぼす影響はどのようなものか？</li> </ul>	

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他に取り組みが必要な主要なハザードは存在するか？</li> <li>・ 将来的な解体に備え、プレテンション方式もしくはポストテンション方式のケーブル等の頑丈な蓄積エネルギー供給源を図面上明らかにし、強調しておくことはできるか？</li> <li>・ 建造物もしくは構造物を大幅に変えることになった改造について留意を促すことができるか？</li> <li>・ 入居済み建造物内の既存のユーティリティの中断を避けることができるか？</li> </ul>	
-----	---	--

表-5 GUIDE-3（施工前段階におけるデザインレビュー）の考慮すべきリスク

検討事項	特定されたハザードの詳細
<b>仮設工事と順序</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時手段の代わりにそれよりも安全なアクセス手段を利用することは可能か？</li> <li>・ 起こり得る倒壊や地盤移動について早期警告情報を提供するモニター装置を設置することは可能か？</li> <li>・ 建設段階で利用できるよう常設の階段や昇降機を先駆けて完成させることは可能か？</li> <li>・ 設計は建設期間中の作業工程に影響を及ぼすものか？</li> <li>・ 建設中に必要な仮設工事を早い段階で計画することは可能か？例えば、設計段階において空間的考慮を計算に入れるようするために必要な仮設工事のタイプや位置を特定する。</li> <li>・ 施工者に留意を促す必要のある建設にかかる特別な検討事項はないか？</li> <li>・ 建設順序が、追加的支柱を必要とするような不安定な段階を作り出すことはないか？</li> <li>・ 恒久構造物や仮設構造物の過負荷や倒壊が予防できるよう設計に適切な安全要素を組み込むことは可能か？</li> <li>・ 掘削中に基底の隆起や配管がある可能性はないか？</li> <li>・ 建設計画に起因する地盤沈下は発生しないか？</li> <li>・ 機器を監視する適切なスケジュールは組まれているか？</li> <li>・ 仮設工事の除去作業中に近隣の構造物に悪影響を及ぼすことはないか？</li> <li>・ そのような悪影響を低減もしくは最小化する代替案もしくは手段はないか？</li> </ul>	
<b>専門家による設計</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家による設計要素に関して施工者が検証すべき安全上の懸念はないか？</li> <li>・ このような懸念を低減するために代替となる安全な作業慣行を用いることはできないか？</li> </ul>	

天候	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場に洪水が発生する可能性はないか？もしそうであるならば、仮設工事および本設工事でハザードをどのように最小化できるか？</li> <li>・ 現場に落雷が発生する可能性はないか？もしそうであるならば、仮設工事および本設工事でハザードをどのように最小化できるか？</li> <li>・ 現場にいる作業員の安全衛生に影響を及ぼす可能性のある有害な気象条件はないか？</li> <li>・ 極端な気温や湿度が機器の使用に及ぼす影響はどのようなものか？</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GUIDE-1（基本設計におけるデザインレビュー）およびGUIDE-2（実施設計におけるデザインレビュー）で特定されたリスクおよびハザードは取り組みが行われ低減されたか？</li> </ul>	

## 参考資料－関係法令

以下に、本事業に関連した法令の翻訳を添付する。正確な情報を知りたい場合は原本をご覧いただきたい。(Web アドレスは平成 31 年 3 月 1 日現在有効なものである。)

### A EU 理事会指令

- (1) EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する 1989 年 6 月 12 日理事会指令(89/391/EEC)

出典：中央労働災害防止協会 旧国際安全衛生センター

アドレス：

[https://www.jniosh.johas.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/eu/law/directive/89\\_391\\_EEC/index.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/eu/law/directive/89_391_EEC/index.html)

原本（英語版）：

[http://www.secola.org/db/3\\_43/en\\_89-391-eec.pdf](http://www.secola.org/db/3_43/en_89-391-eec.pdf)

- (2) 仮設または移動型の建設現場での安全衛生上の最低必要条件の実施に関する 1992 年 6 月 24 日付理事会指令 92/57/EEC

原本（英語版）：

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:01992L0057-20070627&from=ES>

### B ドイツの関連法令

- (1) 労働者の安全衛生保護の向上を促すための労働安全衛生対策の実施に関する法律（労働保護法）

出典：中央労働災害防止協会 旧国際安全衛生センター（更新された内容を一部追記した。）

アドレス：

<https://www.jniosh.johas.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/germany/law/ArbSchG/mokujii.html>

原本（英語版）：

[https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Gesetze/arbschge-en.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Gesetze/arbschge-en.pdf?__blob=publicationFile&v=3)

- (2) 建設現場での安全衛生保護施行規則（建設現場規則）

原本（英語版）：

[https://www.baua.de/EN/Topics/Work-design/Sectors/Construction-work/pdf/Construction-Site-Ordinance.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=5](https://www.baua.de/EN/Topics/Work-design/Sectors/Construction-work/pdf/Construction-Site-Ordinance.pdf?__blob=publicationFile&v=5)

- (3) 建設現場における労働安全衛生基準 - 適切なコーディネーター

原本（英語版）：

[https://www.baua.de/EN/Service/Legislative-texts-and-technical-rules/Rules/RAB/pdf/RAB-30.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](https://www.baua.de/EN/Service/Legislative-texts-and-technical-rules/Rules/RAB/pdf/RAB-30.pdf?__blob=publicationFile&v=3)

## C シンガポールの関連法令

### (1) 職場安全衛生法（第354A章）

原本（英語版）：

<https://sso.agc.gov.sg/Act/WSHA2006>

### (2) 職場安全衛生（安全の為の設計）規則2015

原本（英語版）：

<https://sso.agc.gov.sg/SL/WSHA2006-S428-2015>

### (3) 職場の安全衛生に関する指針 安全な設計

原本（英語版）：

[https://wshc.sgx/files/wshc/upload/infostop/attachments/2016/IS201606290000000406/WSH\\_Guidelines\\_Design\\_for\\_Safety.pdf](https://wshc.sgx/files/wshc/upload/infostop/attachments/2016/IS201606290000000406/WSH_Guidelines_Design_for_Safety.pdf)

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する  
1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage  
improvements in the safety and health of workers at work(89/391/EEC)

(仮訳 国際安全衛生センター)

### 概要 (中災防作成)

EUは、1989年、「労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する理事会指令(89/391/EEC)」を採択した。

この指令は、安全衛生に関する基本的な指令であつて、その後採択された個別指令の基礎となるものである。そのため、別名「枠組み指令 Framework Directive」とも呼ばれている。

この指令の概要是次のとおりである。

- 1 EUの指令について全般的に言えることであるが、加盟各国はこれに従つて国内法の整備を行う義務をもつ。ここで紹介する89/391/EECは、上記のようない安全衛生の基本的な指令であり、当然この整合義務があるが、一方これは最低基準であり、各國がこの指令の内容以上の水準を規定することを妨げるものではない。(第1条3)
- 2 公的部門、産業部門を問わすすべての活動に適用される。(第2条1)
- 3 労働者の安全衛生確保を事業主に義務づけている。(第5条1)
- 4 事業主にリスクアセメントの実施を義務づけている。(第6条、第9条)
- 5 事業主に、安全衛生問題について労働者への情報提供、及び協議を義務づけている。(第10条、第11条)
- 6 事業主に、労働者への教育を義務づけている。(第12条)
- 7 労働者に対しても、指示に従つて正しく業務を行こと、危険の報告を行うこと、事業主と協力することを義務づけている。(第13条)
- 一方、事業主から協議をうけ、参画する権利、提案する権利、当局へ提訴する権利を与えていている。(第11条)
- この枠組み指令第18条には、発効後1992年12月31日までにEUに加盟国がその内容を自国の法令に取り入れなければならないと規定されおり、全ての加盟国は法令改正を行つて指令の趣旨を取り入れた。たとえば、英国では、リスクアセメントについて、1992年に安全衛生管理規則の大改正を行つて、事業者にリスクアセメントを行う義務を課した。

前文  
この指令は、安全衛生に関する基本的な指令であつて、その後採択された個別指令の基礎となるものである。そのため、別名「枠組み指令 Framework Directive」とも呼ばれている。

この指令の概要是次のとおりである。

- 1 EUの指針について全般的に言えることであるが、加盟各国はこれに従つて国内法の整備を行う義務をもつ。ここで紹介する89/391/EECは、上記のようない安全衛生の基本的な指針であり、当然この整合義務があるが、一方これは最低基準であり、各國がこの指針の内容以上の水準を規定することを妨げるものではない。(第1条3)
- 2 公的部門、産業部門を問わすすべての活動に適用される。(第2条1)
- 3 労働者の安全衛生確保を事業主に義務づけている。(第5条1)
- 4 事業主にリスクアセメントの実施を義務づけている。(第6条、第9条)
- 5 事業主に、安全衛生問題について労働者への情報提供、及び協議を義務づけている。(第10条、第11条)
- 6 事業主に、労働者への教育を義務づけている。(第12条)
- 7 労働者に対しても、指示に従つて正しく業務を行こと、危険の報告を行うこと、事業主と協力することを義務づけている。(第13条)
- 一方、事業主から協議をうけ、参画する権利、提案する権利、当局へ提訴する権利を与えていている。(第11条)
- この枠組み指針第18条には、発効後1992年12月31日までにEUに加盟国がその内容を自国の法令に取り入れなければならないと規定されおり、全ての加盟国は法令改正を行つて指令の趣旨を取り入れた。たとえば、英国では、リスクアセメントについて、1992年に安全衛生管理規則の大改正を行つて、事業者にリスクアセメントを行う義務を課した。

前文  
この指針は、安全衛生に関する基本的な指針であつて、その後採択された個別指針の基礎となるものである。そのため、別名「枠組み指針 Framework Directive」とも呼ばれている。

この指針の概要是次のとおりである。

- 1 EUの指針について全般的に言えることであるが、加盟各国はこれに従つて国内法の整備を行う義務をもつ。ここで紹介する89/391/EECは、上記のようない安全衛生の基本的な指針であり、当然この整合義務があるが、一方これは最低基準であり、各國がこの指針の内容以上の水準を規定することを妨げるものではない。(第1条3)
- 2 公的部門、産業部門を問わすすべての活動に適用される。(第2条1)
- 3 労働者の安全衛生確保を事業主に義務づけている。(第5条1)
- 4 事業主にリスクアセメントの実施を義務づけている。(第6条、第9条)
- 5 事業主に、安全衛生問題について労働者への情報提供、及び協議を義務づけている。(第10条、第11条)
- 6 事業主に、労働者への教育を義務づけている。(第12条)
- 7 労働者に対しても、指示に従つて正しく業務を行こと、危険の報告を行うこと、事業主と協力することを義務づけている。(第13条)
- 一方、事業主から協議をうけ、参画する権利、提案する権利、当局へ提訴する権利を与えていている。(第11条)
- この枠組み指針第18条には、発効後1992年12月31日までにEUに加盟国がその内容を自国の法令に取り入れなければならないと規定されおり、全ての加盟国は法令改正を行つて指令の趣旨を取り入れた。たとえば、英国では、リスクアセメントについて、1992年に安全衛生管理規則の大改正を行つて、事業者にリスクアセメントを行う義務を課した。

前文  
この指針は、安全衛生に関する基本的な指針であつて、その後採択された個別指針の基礎となるものである。そのため、別名「枠組み指針 Framework Directive」とも呼ばれている。

この指針の概要是次のとおりである。

- 1 EUの指針について全般的に言えることであるが、加盟各国はこれに従つて国内法の整備を行う義務をもつ。ここで紹介する89/391/EECは、上記のようない安全衛生の基本的な指針であり、当然この整合義務があるが、一方これは最低基準であり、各國がこの指針の内容以上の水準を規定することを妨げるものではない。(第1条3)
- 2 公的部門、産業部門を問わすすべての活動に適用される。(第2条1)
- 3 労働者の安全衛生確保を事業主に義務づけている。(第5条1)
- 4 事業主にリスクアセメントの実施を義務づけている。(第6条、第9条)
- 5 事業主に、安全衛生問題について労働者への情報提供、及び協議を義務づけている。(第10条、第11条)
- 6 事業主に、労働者への教育を義務づけている。(第12条)
- 7 労働者に対しても、指示に従つて正しく業務を行こと、危険の報告を行うこと、事業主と協力することを義務づけている。(第13条)
- 一方、事業主から協議をうけ、参画する権利、提案する権利、当局へ提訴する権利を与えていている。(第11条)
- この枠組み指針第18条には、発効後1992年12月31日までにEUに加盟国がその内容を自国の法令に取り入れなければならないと規定されおり、全ての加盟国は法令改正を行つて指令の趣旨を取り入れた。たとえば、英国では、リスクアセメントについて、1992年に安全衛生管理規則の大改正を行つて、事業者にリスクアセメントを行う義務を課した。

することとしていることに鑑み、

労働安全衛生及び健康に関する1987年12月21日決議(5)の中で理事会は、職場における労働安全衛生組織に関する指令を近い将来理事会に提出する旨のEC委員会の意向を確認していることに鑑み、

1988年2月欧洲議会は、域内市場及び労働者保護に関する討議の結果4つの決議を採択し、これらの決議を踏まえ、労働安全衛生上のすべてのリスクに関する個別指令の基礎となる件組み指令の起草をEC委員会に求めていることに鑑み、

加盟各国は、自国内労働者の安全衛生の改善を促進する責任があり、労働者の安全衛生を保護する措置が結局労働者の家族の健康と安全をも保護する一助にもなることに鑑み、

加盟各国の労働安全衛生を規制する法律体系は大きく相違しているためこれを改善する必要があり、多くの場合、技術的基準及び自主規制基準を定めている各国の規則は、安全衛生保護水準の点で差異が大きく、安全衛生を犠牲にして競争に走りかねない余地を残していくことに鑑み、

労働災害及び職業性疾患の発生が依然として多く、労働者の安全衛生を保護し向上させるため、ただちに予防措置を導入し改善を図らなければならないことに鑑み、

安全衛生の水準を向上していくためには、労働者及び／又はその代表は、彼等の安全衛生に対するリスク及びその減少又は除去に必要な措置を知っておく必要があり、また、彼らは自国の法律及び／又は慣行に基づく調和のとれた参加を通じて必要な保護措置の実施に貢献する立場にあることに鑑み、

事業者と労働者及びその代表との間で、自國の法律及び慣行に基づく正しい手順と手段による労働安全衛生に関する情報交換、対話、平等な参加が行われ、促進されなければならぬことに鑑み、

労働者の職場における安全、衛生及び健康の向上は経済的理由のみにて従属させられてはならない目標であることに鑑み、

安全衛生の水準を向上するために、事業者はその行う事業における固有の危険に考慮を払いつつ、職場設計に関する最新の科学技術的知見についてこれを知つておく必要があること、さらに、労働者の代表に対して本指令に従事する権利を知らせる義務があることに鑑み、

本指令の規定は、より厳しい現在又は将来のEC規則を侵害することなくすべてのリスク、特に、指令80/1107/EEC(6)及びその最新修正指令88/642EEC(7)で規制する化学、物理、生物の物質等を取り扱う作業で発生するリスクに適用されることに鑑み、

決議74/325/EEC(8)に基づき、労働安全衛生健康諮問委員会に対しこの分野の提案の起草に際しEC委員会は協議を行ったことに鑑み、

本指令が定める個別指令の細部調整に関しEC委員会に対する援助を行わせるため、加盟各国選任の委員で構成される委員会を設立する必要があることに鑑み、

以下のとおり、本指令を採択した。

## 第1章 総則

### 第1条 目的

1. 本指令の目的は、労働者の安全と健康の改善向上を促進するための措置を導入することである。
2. この目的を達成するため本指令は職業上のリスクの防止、安全と健康の保護、リスク及び災害要因の除去、各國法規及び／又は慣行に基づく情報提供、協議、平等な参加及び労働者とその代表の教育に関する一般的原則並びにこの原則の実施のための一般的指針を定める。
3. 本指令は、労働者の安全と健康をより一層促進しようとする現在又は将来の各國及び共同体規定を優越しない。

### 第2条 適用範囲

1. 本指令は、公共及び民間（工業、農業、商業、行政機関、サービス、教育、文化、レジャー等）の全部門に適用される。
2. 軍隊又は警察などの特定の公共業務、もしくは、特定の民間保護業務活動に特有の性質が本指令と抵触することが避けられない場合は、本指令は適用されない。

### 第3条 定義

- 本指令の目的にそつて、次の用語及び定義を定める。
- (a) 労働者：事業者が雇用するすべての人間で訓練生及び見習いを含む。ただし、家内使用人はこの限りでない。
  - (b) 事業者：労働者と雇用関係を結び、企業及び／又は事業所に就し責任を持つ個人又は法人。
  - (c) 労働者の安全及び健康：特定の責任を負う労働者代表：労働者の安全と健康の保護に関する問題が発生した場合に、各國法律及び／又は慣行に従つて労働者を代表するよう選挙、選任又は指名された人。
  - (d) 予防：職業上のリスクを予防し又は減少するため作業のすべての段階で採用され又は計画されるすべての対策又は措置。

### 第4条 Article 4

1. 加盟各國は、事業者、労働者及び労働者代表に本指令実施に必要な法的規定を遵守させたために必要な対策を講じなければならない。
2. 特に、加盟各國は、適切な管理監督を確実に行わなければならぬ。

## 第2章

### 事業者の義務

#### 第5条

##### 一般的規定

1. 事業者は、労働に起因するすべての側面で労働者の安全と健康を確保する義務を負う。
2. 第7条第3項に従い事業者がそれを遂行する能力のある外部の機関あるいは人に依頼した場合においても、労働者の安全と健康の分野における事業者の責任は免除されない。
3. 労働安全及び健康の分野における労働者側の義務は、事業者側の責任の原則に向うる影響も及ぼさない。
4. 本指令は、事業者の制御能力をこえる異常かつ予見不可能な状況が生じた場合、あるいは、すべての注意義務を実施しても避けることができなかつたような例外的な場合において、加盟各国が事業者責任を全面的に又は部分的に免除することは制限しない。
5. 加盟各国は必ずしもこの選択権を行使する必要はない。

#### 第6条

##### 事業者の一般的義務

1. 事業者は、その責任として職務上のリスクの防止、情報提供、教育及び必要な組織及び手段の提供等、労働者の安全及び健康の保護に必要な措置を講じなければならない。
2. 事業者は、状況の変化に対し現状を改善する必要性があることを記録してなければならない。

2. 事業者は、次の予防のため的一般原則に基づいて第1項前段の措置を実施しなければならない。

- (a) リスクを回避すること。
  - (b) 回避不可能なリスクを評価すること。
  - (c) リスク発生の原因に対処すること。
  - (d) 作業を労働者個人に合わせること。特に、単調な作業及び作業速度が一定な作業を削減し、これら作業の健康への影響を少なくするために、作業場の設計、作業機器の選定、作業方法の選定を検討すること。
  - (e) 技術の進歩に合わせてゆくこと。
  - (f) 危険な作業を危険でない又は危険の少ない作業に代替すること。
  - (g) 技術、職場の組織、作業条件、社会の動き及び作業環境に影響する要因を首尾一貫して考察した全般的予防方針を策定すること。
  - (h) 個別防護対策よりも包括的防護対策を優先させること。
5. すべての場合において、

- (i) 労働者に適切な指示を与えること。

3. 本指令の他の規定を侵害することなく、事業者は企業及び／又は事業所の活動の性質に考慮を払い、次の措置を講じなければならない。

- (a) 労働者の安全及び健康に対するリスクの評価、特に作業機器、使用される化学物質又は製剤及び作業場設備の選定に当つて、これを評価すること。  
この評価に引き続き、また、必要に応じて事業者が取る予防措置並びに作業及び製造方法は、労働者に対する水準を向上させなければならない。
  - 企業及び／又は事業所の上から下まですべての階層での活動に組み込まれなければならない。
- (b) ある仕事を労働者に委任する場合、その労働者の健康と安全に関する知識能力を考慮に入れるうこと。
- (c) 機器選定、作業条件及び作業環境に関して、新技术を計画及び導入するに際し、労働者の安全と健康を確保する為に労働者及びその代表との協議が必要であること。
- (d) 適切な教育を受けた労働者だけが重大かつ特定の危険が存在する区域に立ち入ることができるように、適切な手段を講じること。

4. 本指令の他の規定を侵害することなく、数個の事業体が同一事業場で共同作業する場合は、各事業者は労働安全及び健康衛生に関する規則の実施に協力し、各社の性質を考慮の上、リスク防止に関するそれぞれの対策を調整し、お互いに、また、各社労働者及び／又はその代表にそのリスクを知らせなければならない。
5. 労働安全衛生及び健康に関する措置は、いかなる場合も、労働者に金銭上の負担を負わせてはならない。

#### 第7条

##### 保護及び予防業務

1. 第5及び第6条の規定の効力に影響を与えることなく、事業者は、企業及び／又は事業所のために、リスク防止に関する活動を行ふ1人又はそれ以上の労働者を指名しなければならない。
2. 前項の指名を受けた労働者は、リスク防止に関する活動を行つていることを理由にいかなる不利益も受けではない。  
また、この指名を受けた労働者は、本指令に基づき自分に課せられた義務を果たすための十分な時間を与えられなければならない。
3. 企業及び／又は事業所内に適当な人材がないために予防・防護の措置をとることができない場合は、事業者はそれを遂行する能力のある外部の機関又は人間を指名しなければならない。
4. 事業者は、外部の機関又は人間を指名した場合、労働者の安全と健康に影響する又はその疑いのある要因を彼らに知らせ、同時に、彼らは第10条第2項に掲げる情報を知られなければならない。

- 第 1 項の指名を受けた労働者は、必要な能力及び必要な手段を有していないわけなければならない。
- 第 3 項に基づき指名された外部の機関又は人間は、必要な技能と人的及び専門的手段を有していないわけなければならない。
- 第 1 項の指名を受けた労働者及び第 3 項に基づき指名された外部の機関又は人間の数は十分でなければならない。
7. 加盟各国は、企業等の活動の性質及び規模を考慮し、事業者自らが第 1 項の措置の責任を負うことのできる企業等の種類を定めることができる。
8. 加盟各国は、第 5 項に挙げた必要な能力及び技能とはどんなものかについて定義しなければならない。
- また、同項の十分な数とばの位の数かについて定めなければならない。
- (c) 正当性が立証される例外的な場合を除き、依然として重大かつ急迫した危険が存在する状況の中で作業を再開することを労働者に要求しないこと。
4. 重大で急迫、かつ、回避不可能な危険が発生した場合に職場及び／又は危険地域を離れた労働者は、各國法律又は慣例に従つて、そのため不利な立場に置かされることなく、かつ、不利かつ不当な取扱いを受けないよう保護されなければならない。
5. 労働者が自ら又は他人の安全について重大かつ急迫した危険が発生し、直近で責任のある上級者と連絡が取れない場合には、事業者はすべての労働者が危険から逃れるために自分の知識及び使える手段方法から最も適切な対策を取ることができるよう措置しなければならない。
- 労働者に不注意又は過失がある場合を除き、労働者はその行動のために不利な立場に置かされてはならない。
- 第 9 条  
事業者の各種義務
- 上記労働者及び／又は機関等は、必要な場合はいつでも協力しなければならない。
1. 事業者は、次の措置を取らなければならない。
- (a) 特定のリスクにさらされている労働者集団に関するものを含めて、労働安全衛生上のリスクアセスメントを行つてること。
- (b) 取るべき保護措置及び、必要な場合は、使用すべき保護具を決定すること。
- (c) 休業 4 日以上を招いた労働災害について一覧表を作成すること。
- (d) 所管当局に対し、各國法律及び／又は慣例に従つて労働災害に関する報告書を作成すること。
2. 加盟各国は、企業活動の性質及び企業規模から考へて、前項(a)及び(b)に関する文書の作成、並びに(c)及び(d)に関する文書の作成に関し、事業の種類ごとに守らなければならぬ義務を定めなければならない。
- (a) 企業及び／又は事業所の規則及び規模に合わせ、また、存在する他の関係者を考慮に入れて、救急措置、消火、及び避難に必要な措置を講じること。
- 特に救急措置、緊急医療、救助作業、及び消防に関して外部機関と必要なコンタクトを取ること。
2. 第 1 項に従い事業者は、特に、救急措置、消防及び労働者避難の実施を担当する労働者を指名しなければならない。
- 企業及び／又は事業所の規則及び／又は危険の特性から考えて、これら労働者の数、教育、機材は十分でなければならない。
3. 事業者はまた、次の措置等を取らなければならない。
- (a) できるだけ早く、重大かつ急迫した危険にさらされ、又は、さらされる可能性のあるすべての労働者に対し、発生したリスク及び実施した、又は実施しようとしている対策の内容を知らせること。
- (b) 重大で急迫、かつ、回避不可能な危険が発生した場合、労働者が作業を止め、たちに作業場を離れ、安全な場所に行くことができるよう措置を講じ指示すること。
- 第 10 条  
労働者への情報提供
1. 事業者は、企業及び／又は事業所内の労働者及び／又はその代表が特に企業及び／又は事業所の規模を考慮に入れた各國法律及び／又は慣例に従つて、次の事項に関するすべての必要な情報入手できるよう、適切な措置を講じなければならない。
- (a) 企業及び／又は事業所全体及び職場及び／又は各職種に関する安全衛生上のリスク及び予防措置と活動
- (b) 第 8 条 2 項に従つて取られた措置
2. 事業者は、自分の企業及び／又は事業所の中で仕事をしている外部の企業及び／又は事業所の労働者の雇い主が、関係の労働者には提供されるべき前項(a)及び(b)に定める事項に関する適切な情報を各國法律及び／又は慣例に従つて入手できるよう、適切な措置を講じなければならない。
3. 事業者は、労働者の安全及び健康の保護に特定の役割を持つ労働者又は特定の責任を負う労働者代表が、

各国法律及び／又は慣例に従い、かつ、自分の職責を遂行するため次の情報を入手できるよう、適切な措置を講じなければならない。

- (a) 第 9 条第 1 項 a 及び b のリスクアセメント及び保護措置
- (b) 第 9 条第 1 項(c)及び(d)の一覧表及び報告書
- (c) 保険及び予防措置を取ることによって得られる情報、ならびに、安全及び健康に関する監督を行う機関から得られる情報

#### 第 11 条

##### 労働者との協議及び労働者参加

- 1. 事業者は、労働者及び／又はその代表と協議を行い、労働安全衛生に関するすべての問題の討議に彼らを参加させなければならない。
  - この前提条件として、次の事項が行われ、また、認められなければならない。
    - 労働者との協議
    - 労働者及び／又はその代表が提案する権利
    - 各国法律及び／又は慣例に従った調和ある参加
  - 2. 労働者の安全及び健康に特定の責任を負う労働者又はその代表は、次の事項に關し、各國法律及び／又は慣例に従つて調和ある参加を保証され、事前かつ適切な時期に事業者から協議を受ければならない。
    - (a) 安全と健康に実質的影響を及ぼすすべての措置
    - (b) 第 7 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の労働者の指名並びに第 7 条第 1 項の活動
    - (c) 第 9 条第 1 項及び第 10 条の情報
    - (d) 第 7 条第 3 項の適切な能力を有する外部の機関又は人間の指名
    - (e) 第 12 条の教育の計画及び実施
  - 3. 労働者の安全及び健康に特定の責任を負う労働者代表は、危険要因を緩和し、その発生源を除去するため事業者に適切な措置を講じるよう要請し、提案する権利を受ければならない。
  - 4. 本条第 2 項の労働者並びに本条第 2 項及び第 3 項の労働者代表は、第 2 項及び第 3 項の活動を理由に不利な立場に置かされなければならない。
  - 5. 事業者は、労働者の安全及び健康に関する特定の責任を負う労働者代表が本指令に基づく権利及び職責を遂行できるよう、彼等に対する報酬を減じることなしに仕事を離れる十分な時間を与え、必要な手段方法を提供しなければならない。
  - 6. 労働者及び／又はその代表は、事業者が取った措置が労働安全衛生上不十分であると考える場合は、各國法

- (b) 支給された保護具を正しく使用し、使用後は、正しい位置に戻すこと。
- (c) 機械、器具、工具、工場及び建物等に取り付けられた安全装置を正しく使用することにも、むやみに取り外し、変更し、あるいは持ち去ったりしないこと。
- (d) 安全と健康に重大かつ急迫した危険を招く状況であると考える合理的根拠のある場合、あるいは、保護対策に次障がある場合は、事業者及び／又は労働者の安全と健康に特定責任を負う労働者に知らせるこ。
- (e) 労働者の安全と健康を守るために所管当局によって課せられた義務あるいは要件を実施可能ならしめるため、必要に応じて、各国慣例に従って、事業者及び／又は労働者の安全と健康に特定の責任を負う労働者と協力すること。
- (f) 作業環境及び作業条件が安全であり労働者の安全と健康に少しもリスクを及ぼさないことを事業者が保証できることにするために、必要に応じて、各国慣例に従って、事業者及び／又は労働者の安全と健康に特定の責任を負う労働者と協力すること。

- 3. 本指令の規定は、個別的指令によるより限定期及び／又は個別的な規定を侵害しない範囲で、個別的指令が適用されるすべての分野に全面的に適用される。

#### 第 17 条 委員会

1. 次の事項を検討し、第 16 条第 1 項所定の個別的指令の純粋な技術的調整を行ための委員会、即ち、
    - 専門事項の調和及び標準化を目的とする指令の採択及び／又は
    - 技術の進歩、国際規則又は技術基準の変化及び新しい研究報告を検討するための委員会が、加盟各國代表を委員とし、E C 委員会代表を議長として構成され、E C 委員会を援助しなければならない。
  2. E C 委員会代表は、取られるべき措置に関する草案をこの委員会に提出する。
- 本委員会は、事業の緊急性に従って議長が定める期限内に E C 委員会草案に關し見解を述べなければならぬ。
- 本委員会の見解は、条約第 148 条第 2 項で理事会が E C 委員会提案に關し採決する場合について定めた多数決により採決される。

本委員会各委員の投票数の計算は、同条所定の方法により、重み付けを行う。議長は投票しない。

3. 本委員会の見解が草案に賛成の場合は、E C 委員会はこの草案を採択しなければならない。
1. 労働者がその仕事から受けける安全衛生上のリスクに正しく一致した健康診断受けられるよう、各法律及び／又は慣例に基づく措置が導入されなければならない。
2. 前項の措置は、希望する場合、労働者各人が定期的に健康診断を受けられるようなものでなければならない。
3. 健康診断は、各国の健康促進制度の一部として行うことができる。

#### 第 18 条 最終規定

1. 加盟各國は、1992 年 12 月 31 日までに本指令施行に必要な法律、規則及び行政的規定を発効させなければならない。
  2. 加盟各國は、発効させた時はその旨、E C 委員会に通知しなければならない。
  3. 加盟各國は、E C 委員会に対し本指令が対象とする分野のすでに採択した又は採択する自国法律の原文を送付しなければならない。
- E C 委員会は、これを欧洲議会、理事会、経済社会委員会及び労働安全衛生保護諮詢委員会に通知しなければならない。
1. 条約第 118 条の項に基づく E C 委員会の提案に従い、理事会は、個々に本指令別添に列挙する分野に關する個別的指令を採択する。
  2. 本指令及び個別的指令（細部調整に関する第 17 条の手続きを侵害しない範囲で）は、条約第 118 条の項に定める手続きに従つて改正することができる。

4. E C 委員会は、定期的に歐州議会、理事会及び経済社会委員会に対し第 1 項～第 3 項を考慮に入れた本指令案施行状況報告書を提出しなければならない。

#### 第 19 条

本指令は、加盟各國あてに発する。

1989 年 6 月 12 日、ルクサンブルグにおいて採択した。

歐洲理事会を代表して

議長

M. CHAVES GONZALES

For the Council

The President

M. CHAVES GONZALES

- (1) OJ No C 141, 30. 5. 1988, p. 1.
- (2) OJ No C 326, 19. 12. 1988, p. 102, and OJ No C 158, 26. 6. 1989.
- (3) OJ No C 175, 4. 7. 1988, p. 22.
- (4) OJ No C 28, 3. 2. 1988, p. 3.
- (5) OJ No C 28, 3. 2. 1988, p. 1.
- (6) OJ No L 327, 3. 12. 1980, p. 8.
- (7) OJ No L 356, 24. 12. 1988, p. 74.
- (8) OJ No L 185, 9. 7. 1974, p. 15.
- (1) OJ No C 141, 30. 5. 1988, p. 1.
- (2) OJ No C 326, 19. 12. 1988, p. 102, and OJ No C 158, 26. 6. 1989.
- (3) OJ No C 175, 4. 7. 1988, p. 22.
- (4) OJ No C 28, 3. 2. 1988, p. 3.
- (5) OJ No C 28, 3. 2. 1988, p. 1
- (6) OJ No L 327, 3. 12. 1980, p. 8.
- (7) OJ No L 356, 24. 12. 1988, p. 74.
- (8) OJ No L 185, 9. 7. 1974, p. 15.

#### 附則

第 16 条第 1 項所定の個別的指令の対象分野一覧表

- 作業場
- 作業用機器
- 保護具
- VDT 作業
- 腰痛のリスクのある重量物取扱い
- 臨時又は移動作業場
- 農業及び農業文書終了

## ▶ B 仮設または移動型の建設現場での安全衛生上の最低必要条件の実施に関する

仮設または移動型の建設現場での安全衛生上の最低必要条件の実施に関する

1992年6月24日付

理事会指令 92/57/EEC

(指令 89/391/EEC 第16条第1項の意味での第8個別指令)

(官報 L245、1992年8月26日、6ページ)

以下により変更された。

	号数	官報 ページ	日付
▶ M1	2007年6月20日付欧洲議会・理事会指令 2007/30/EC	L 165 21	2007年6月27日
▶ C1 ▶ C2	正誤表、官報 L15、1993年1月23日、34ページ (92/57/EEC) 正誤表、官報 L33、1993年2月9日、18ページ (92/57/EEC)		

以下により訂正された。

- ▶ M1 正誤表、官報 L15、1993年1月23日、34ページ (92/57/EEC)  
 ▶ C1 正誤表、官報 L33、1993年2月9日、18ページ (92/57/EEC)  
 ▶ C2 正誤表、官報 L33、1993年2月9日、18ページ (92/57/EEC)

歐州共同体理事会（以下「理事会」という）は、

歐州経済共同体を設立する条約（以下「条約」という）、特に、その第118条aを考慮し、  
 労働安全衛生及び健康の保護に関する諮問委員会との協議の結果提出された歐洲委員会に  
 よる提案<sup>(1)</sup>を考慮し、  
 欧洲議会と協力し<sup>(2)</sup>、  
 歐州経済社会評議会<sup>(3)</sup>の意見を考慮し、

条約第118条aでは、理事会は労働者の安全衛生をより高い水準で保護するために、特に労  
 働環境の改善を促進する上での最低必要条件を、指令という手段により定めると規定され  
 ており、  
 以下により訂正された。

条約第118条aの規定に基づき、当該指令は、中小企業の設立および発展を阻害するような  
 管理上、財務上及び法律上の制約を課さないこととなっており、

労働安全衛生および健康に関する通知<sup>(4)</sup>には、仮設または移動型の建設現  
 場での労働者の安全衛生を保護するための指令の採択について定めており、  
 労働安全衛生および健康に関する1987年12月21日の決議<sup>(5)</sup>において、理事会は、仮設  
 または移動型の建設現場に関する最低必要条件を近い将来、理事会に提出する予定である  
 という歐洲委員会の意向を確認しております、

仮設または移動型の建設現場とは、労働者が特に高度な危険にさらされる活動領域であり、

<sup>1</sup> 官報 C 213、1990年8月28日、2ページおよび官報 C 112、1991年4月27日、4ページ

<sup>2</sup> 官報 C 78、1990年3月18日、172ページおよび官報 C 150、1992年6月15日

<sup>3</sup>

<sup>4</sup>

<sup>5</sup>

**▼B**

欧洲共同体の建設現場で発生する業務上の事故の半数超が、プロジェクトの準備段階での不十分な建築上のもしくは組織的な選択または工事計画の不手際によるものであり、各加盟国では、労働安全衛生を担当する当局が工事の開始前に工事の実施、工事の規模が一定の基準を超えているか否かについて通知を受けなければならず。

計画を実施する際に、特に同じ仮設または移動型の建設現場で様々な業者が同時にまたは立て続けに作業する場合に、調整が不十分であることにより多数の業務上の事故が発生する可能性があり、

したがって、プロジェクトの準備段階で、また工事の実施中にも、様々な関係当事者間での調整を改善する必要があり、  
労働者の安全衛生を確保するためには、仮設または移動型の建設現場でより高い安全衛生基準を保証する最低必要条件を遵守することが不可欠であり、

さらに、自営業者および雇用主は、工事作業に直接従事する場合、仮設または移動型の建設現場にてその業務を通じて労働者の安全衛生が危険にさらされる可能性があり、  
したがって、自営業者および雇用主がそのような建設現場で工事作業に直接従事する場合、工事での労働者による作業機器の使用に関する安全衛生上の最低法定条件に関する1989年11月30日付理事会指令89/655/EEC(第2個別指令)<sup>(1)</sup>の一定の開運規定および作業場での労働者による個人用保護具の使用に関する安全衛生上の最低必要条件に関する1989年11月30日付理事会指令89/656/EEC(第3個別指令)<sup>(2)</sup>を当該自営業者および雇用主にも適用する必要があり、

本指令は、労働安全衛生の改善を促進する措置の導入に関する1989年6月12日付理事会指令89/391/EEC<sup>(3)</sup>第16条第1項の意味での個別指令であるため、当該指令の全規定は、本指令に定められるより厳格な規定や個別の規定に影響を与えることなく、仮設または移動型の建設現場に適用され、

本指令は、建設製品に関する各加盟国の法令および管理規定の平準化に関する1988年12月21日付理事会指令89/106/EEC<sup>(4)</sup>の対象事項および公共工事契約の落札手順の調整に関する必要があり、

本指令において、以下の用語は以下に記載される意味を有する。

(a) 「仮設または移動型の建設現場」(以下「建設現場」という)とは、建築工事または土木工事が行われている建設現場をいう。別紙1に当該工事の例示としての一覧を示す。

(b) 「顧客」とは、プロジェクトの実施の対象となる自然人または法人をいう。

(c) 「プロジェクト管理者」とは、顧客のためにプロジェクトの設計・実施・実施監督の責任を負う自然人または法人をいう。

(d) 「自営業者」とは、職業上の活動によりプロジェクトの完了に貢献する者で、指令

<sup>1</sup> 官報L393、1989年12月30日、13ページ  
<sup>2</sup> 官報L393、1989年12月30日、18ページ  
<sup>3</sup> 官報L183、1989年6月29日、1ページ  
<sup>4</sup> 官報L40、1989年2月11日、12ページ

<sup>1</sup> 官報L210、1989年7月21日、1ページ。理事会決議90/380/EEC(官報L187、1990年7月19日、55ページ)により変更。

<sup>2</sup> 官報L185、1974年7月9日、15ページ。1985年加盟法(1985 Act of Accession)により最終変更。

<sup>3</sup> 官報L185、1974年7月9日、18ページ。

## ▼B

89/391/EEC第3条第a号および第b号に記載される者以外の者をいう。

- (e) 「プロジェクトの準備段階での安全衛生問題のコーディネーター」とは、**■c1**プロジェクトの準備段階で顧客やプロジェクト管理者から第5条に記載される任務の遂行を委託された自然人または法人をいう。
- (f) 「プロジェクトの実施段階での安全衛生問題のコーディネーター」とは、プロジェクトの実施中に、顧客やプロジェクト管理者から第6条に記載される任務の遂行を委託された自然人または法人をいう。

## 第3条

## コーディネーターの指名—安全衛生計画一事前通知

1. 顧客またはプロジェクト管理者は、複数の工事請負業者が存在する建設現場に対して、第2条第9号および第f号に定義される安全衛生問題のコーディネーターを1名以上指名するものとする。

2. 顧客またはプロジェクト管理者は、建設現場の準備前に第5条第b号に従って安全衛生計画を作成することを保証するものとする。

## ▼Q2

加盟国は、経営陣と全従業員との間で協議が行われた場合、第1項の規定を一部修正することを認めることができる。ただし、以下のいずれかが問題となつている場合を除く。

- 別紙IIに列記される特定のリスクが伴う工事
- 本条第3項に従つて事前通知が必要となる工事

## ▼B

3. 以下のいずれかに該当する建設現場の場合、
    - 工期が30営業日を超える予定で、20名超の労働者が同時に作業を行う建設現場
    - 工事の規模が500人日を超える予定の建設現場
- 顧客またはプロジェクト管理者は、別紙IIIに従つて作成した事前通知を工事の開始前に管轄当局に伝達するものとする。
- 事前通知は、建設現場にわかりやすく掲示し、必要に応じて定期的に更新しなければならない。

## ▼B

の一般原則を考慮に入れるものとする。

- 同時にまたは立て続けに実施される工事の様々な事項または段階を計画するために、建築上の事項、技術的事項や組織的事項が決定された時。
- 当該工事または工事段階の完了に要する期間を見積もる時。また必要と考えられる場合にはその都度、第5条第b号もしくは第c号に従つて作成されたかまたは第6条第c号に従つて調整された一切の安全衛生計画およびファイルを考慮に入れるものとする。

## 第5条

## プロジェクトの準備段階：コーディネーターの任務

- 第3条第1項に従つてプロジェクトの準備段階で指名された安全衛生問題のコーディネーターは、以下の各事項を実施するものとする。
- (a) 第4条の規定の実施を調整する。
  - (b) 必要な場合には関連する建設現場で実施される産業活動を考慮に入れ、当該建設現場に適用される規則を定めた安全衛生計画を作成するかまたは作成せざる。この計画には、別紙IIに記載される1または複数の区分に該当する工事に関する具体的な措置を記載しなければならない。
  - (c) その後の工事中に考慮に入れるべき安全衛生に関する関連情報を記載し、プロジェクトの特性に見合ったファイルを作成する。

## 第6条

## プロジェクトの実施段階：コーディネーターの任務

- 第3条第1項に従つてプロジェクトの実施段階で指名された安全衛生問題のコーディネーターは、以下の行為を行ふものとする。
- (a) 以下の時点での防護および安全の一般原則の実施を調整する。
    - 同時にまたは立て続けに実施される工事の様々な事項または段階を計画するためには、技術的事項や組織的事項が決定された時。
    - 当該工事または工事段階の完了に要する期間を見積もる時。
  - (b) 雇用主および労働者の保護が必要な場合には自営業者が以下の各事項を実施するよう関連規定の実施を調整する。
    - 第8条に記載される原則を一貫して適用すること。
    - 必要な場合、第5条第b号に記載される安全衛生計画に従うこと。
  - (c) 工事の進捗および発生した変更を考慮に入れ、第5条第b号に記載される安全衛生計画および別紙IIIに記載されるファイルに必要な調整を行うかまたは行わせる。
  - (d) 雇用主（同じ現場で継続して作業する雇用主を含む。）間の協力、労働者の保護と事故および業務上の健康被害の予防を目的とした当該雇用主の活動の調整ならびに指

## 第4条

## プロジェクトの準備段階：一般原則

プロジェクト管理者または場合に応じて顧客は、プロジェクトの設計および準備の様々な段階、特に以下に記載する時点で指令89/391/EECに記載される安全衛生に関する予防措置

## ▼B

令 89/391/EEC 第 6 条第 4 項に規定される相互に提供した情報の取りまとめを行い、必要な場合、自営業者をこの過程に組み込むようにする。

- (e) 作業手順が正しく実施されているかを確認する仕組みを調整する。
- (f) **•G1** 承認された者<sup>a</sup>のみが建設現場に立ち入りを認められるよう必要な措置を講じる。

### 第 7 条 顧客、プロジェクト管理者および雇用主の責任

1. 顧客またはプロジェクト管理者が第 5 条および第 6 条に記載される任務を遂行するためには複数名のコーディネーターを指名しても、顧客またはプロジェクト管理者がその任務に関する責任を解除されることはない。
2. 第 5 条および第 6 条ならびに本条第 1 項を実施しても、指令 89/391/EEC に規定される雇用主の責任の原則に影響を与えないものとする。

### 指令 89/391/EEC 第 6 条の実施

- 工事を実施する際、指令 89/391/EEC 第 6 条に規定される原則は、特に以下の各事項について適用されるものとする。
- (a) 建設現場を整理整頓し、十分に清潔に保つこと。
  - (b) 作業場所への出入りを考慮して作業場の位置を選定し、通行や動きの経路または区域および機器を決定すること。
  - (c) 様々な資材を取り扱う条件。
  - (d) 労働者の安全衛生に影響を与える可能性のある瑕疵を是正するために、取り付けられた設備および機器の技術的な整備、委託前の検査および定期検査
  - (e) 様々な資材を保管する区域、特に危険な資材または物質が関連する区域の区分および配置
  - (f) 使用済みの危険な資材を片付ける条件
  - (g) 廃棄物およびがれきの保存および処分または撤去
  - (h) 建設現場での進捗に基づき、様々な種類の工事または工事段階に割り当てられる実際の期間の調整
  - (i) 雇用主と自営業者との協力
  - (j) 建設現場の構内またはその近隣での産業活動の相互作用

## 第 9 条

## 雇用主の義務

第 6 条および第 7 条に規定される条件に基づき建設現場での安全衛生を守るために、雇用主は、以下の行為を行うものとする。

- (a) 特に第 8 条を実施する際に、別紙 IV に規定される最低必要条件に則した措置を講じる。
- (b) コーディネーターからの安全衛生問題に関する指示を考慮に入れる。

## 第 10 条

## その他の集団の義務

1. 建設現場での安全衛生を守るために、自営業者は、以下の行為を行うものとする。
  - (a) 特に以下の各規定に必要な変更を加えて、それを遵守する。
    - (i) 指令 89/391/EEC 第 6 条第 4 項および第 13 条ならびに本指令別紙 IV の条件
    - (ii) 指令 89/655/EEC 第 4 条およびその別紙の関連規定
    - (iii) 指令 89/656/EEC 第 3 条、第 4 条第 1 項から第 4 項までおよび第 5 条
  - (b) コーディネーターからの安全衛生問題に関する指示を考慮に入れる。

2. 雇用主が建設現場にて工事作業に直接從事する場合、建設現場での安全衛生を守るために、雇用主は、以下の行為を行うものとする。
  - (a) 特に以下の各規定に必要な変更を加えて、それを遵守する。
    - (i) 指令 89/391/EEC 第 13 条
    - (ii) 指令 89/655/EEC 第 4 条およびその別紙の関連規定
    - (iii) 指令 89/656/EEC 第 3 条、第 4 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 9 項および第 5 項
  - (b) コーディネーターからの安全衛生に関する意見を考慮に入れる。

## 第 11 条

## 労働者のための情報

1. 指令 89/391/EEC 第 10 条に影響を与えることなく、労働者やその代表者は、建設現場での安全衛生に関して講じるべき一切の措置について情報提供を受けるものとする。
2. 当該情報は、開運する労働者が理解できるものでなければならない。

▼B

**第12条****労働者による協議および参加**

労働者やその代表者は、危険の程度および工事現場の規模を考慮し、必要な場合、作業場で作業する際に労働者やその代表者の間で適切に調整を行つたために、本指令第6条、第8条および第9条に記載される問題について、指令89/391/EEC第11条に従つて協議を行い、それに参加するものとする。

**第13条****別紙の変更**

1. 理事会は、条約第118条aに規定される手続きに従つて、別紙1、IIおよびIIIの変更を採択するものとする。

2. 以下の事項による別紙IVの厳密な技術的調整は、指令89/391/EEC第17条に規定される手続きに従つて採択されるものとする。
  - 倉設または移動型の建設現場に関する技術的な調整および標準化に関する指令の採択
  - 倉設または移動型の建設現場の分野での国際的な規則もしくは仕様または知識の技術的な進展、変更

**第14条****監督規定**

1. 加盟国は、本指令を遵守するために必要な法令および管理規定を遅くとも1993年12月31日までに発効させなければならない。  
当該法令および管理規定が発効した場合、加盟国は、欧洲委員会に直ちに通知するものとする。

2. 加盟国がそれらの法律を採択する際、それらの法律内に本指令の条文の参照指示を含めるかまたは公式に出版する際にそのような参照指示を添付するものとする。参照指示の実施方法は加盟国が定めるものとする。

3. 加盟国は、本指令が適用される分野で既に採択されているかまたは採択する国内法の規定の本文を欧洲委員会に伝達するものとする。

▼I

## ▼B

別紙 I

## 本指令第2条第a号に記載される建築工事および土木工事の例示としての一覧

## 特定のリスクが伴う工事の例示としての一覧

1. 堀削
  2. 土工事
  3. 建設
  4. プレハブ部分の組み立て・解体
  5. 改造または設備工事
  6. 改築
  7. 修繕
  8. 修理
  9. 設備撤去
  10. 解体
  11. 維持管理
  12. メンテナンス—塗装・清掃作業
  13. 排水工事
1. 労働者を崖崩れによる生き埋め、沼沢地での墜落または高所からの落下的危険にさらし、工事の性質もしくは工程または工事場所もしくは工事現場の環境によりその危険が特に高まる工事<sup>(\*)</sup>
2. 労働者の安全衛生に特に危険な化学物質もしくは生物学的物質または健康状態の監視が法的要件となつている化学物質もしくは生物学的物質による危険に労働者をさらす工事
3. 指令80/836/Euratom第20条<sup>(1)</sup>に定義される管理区域または監督区域の指定が必要となる電離放射線を使用する工事
4. 高電圧線の近くでの工事
5. 労働者を溺水の危険にさらす工事
6. 井戸での工事、地下土工事およびトンネル工事
7. 空気供給システム<sup>▲C1</sup>を装備したダイバーが実施する工事
8. 圧縮空気を送り込んだ<sup>▲C1</sup>ケーン内で労働者が実施する工事
9. 爆発物を使用する工事
10. 重量のあるプレハブ部品の組み立てまたは解体を伴う工事

(\*) 第1号の工事を実施する際、加盟国は、自らの選択により、個別に形態を設定することができます。  
 1 官報L 246、1980年9月17日、1ページ。指令84/467/Euratom（官報L 265、1984年10月5日、4ページ）により最終変更

▼B

別紙 III

## ►C1 本指令第3条第3項第1段落に記載される事前通知の同意

►<sup>(1)</sup> C1

1. 送付日 : .....
2. 建設現場の正確な住所 : .....
3. 顧客（氏名および住所）： .....
4. プロジェクトの種類 : .....
5. プロジェクト管理者（氏名および住所）： .....
6. ▶<sup>(1)</sup> プロジェクトの準備段階での安全衛生コーディネーター（氏名および住所）： .....
7. プロジェクトの実施段階での安全衛生問題に関するコーディネーター : .....
8. 建設現場での工事開始予定日 : .....
9. 建設現場での予定工事期間 : .....
10. 建設現場での推定最大労働者数 : .....
11. 建設現場での工事請負業者および自営業者の予定数 : .....
12. 選定済みの工事請負業者の詳細 : .....

## ▼B

## 別紙 IV

本指令第9条第a号および第10条第1項第a号（i）に記載される

## 建設現場での安全衛生上の最低必要条件

## 序文

本別紙に規定される義務は、建設現場、活動、状況または危険の特性により必要に応じて適用される。

本別紙において、「部屋」とは、とりわけ、簡易宿泊施設を対象とする。

## 第A部

## 建設現場の作業場所に関する一般的な最低必要条件

## 1. 安定性および堅牢性

1.1. 資材、機器およびさらには意味では部品のうち、何らかの方法で移動させることに労働者の安全衛生に影響を与える可能性のあるものは、しかるべき安全な方法で固定させなければならない。

1.2. 耐久性が十分でない資材が含まれる表面部を利用することは、工事を安全に行うことができるようにしてしかるべき機器または手段を用いない限り認められない。

## 2. エネルギー供給設備

2.1. 設備は、火災または爆発の危険が発生しないように設計し、組み立て、使用しなければならず、直接または間接的に接觸することによる感電の危険から作業者を十分に保護しなければならない。

2.2. 機器および防護装置の設計、組み立ておよび選定には、供給されるエネルギーの種類および強さ、外部条件および設備の部品に触れる作業者の能力を考慮に入れなければならない。

しかるべき試験および訓練を定期的に実施しなければならない。

## ▼B

## 緊急避難経路・出口

- 3. 緊急避難経路・出口は、わかりやすく、安全な区域へ可能な限り直接つながつていなければならぬ。
- 3.1. 緊急避難経路・出口が発生した場合、労働者がどの作業場所からも速やかに可能な限り安全に避難することができなければならぬ。
- 3.2. 危険が発生した場合、労働者がどの作業場所からも速やかに可能な限り安全に避難することができなければならぬ。

- 3.3. 緊急避難経路・出口の数、配置および寸法は、建設現場および部屋の用途、機器および規模ならびにそこに居合わせ可能のある最大人数により左右される。
- 3.4. 各緊急避難経路・出口は、指令 77/576/EEC<sup>(1)</sup>を実施する国内規則に従って標識で示さなければならない。

当該標識は、十分に耐久性があるので、適切な場所に設置しなければならない。

- 3.5. 緊急避難経路・出口ならびに交通路およびその出入り用ドアは、いつでも支障なく使用できるように障害物で遮ってはならない。
- 3.6. 照明が必要な緊急避難経路・出口には、照明設備が故障した場合に備えて、十分な照度の非常用照明設備を備えなければならない。

## 4. 火災検知および消防

- 4.1. 建設現場の特性、部屋の規模および用途、現場の機器、存在する物質の物理的・化学的特性ならびにそこに居合わせ可能のある最大人数により、十分な数のしきるべき消防器具と必要に応じて火災検知器および警報システムを備えなければならない。
- 4.2. 当該消防器具、火災検知器および警報システムは、定期的に検査・保全しなければならない。

<sup>1</sup>官報 L 229、1977年9月7日、12ページ。指令 79/640/EEC（官報 L 183、1979年7月19日、1ページ）により最終変更。

**▼B**

4.3 手動の消防器具は、すぐに手が届き簡単に使用できるものでなければならない。

消防器具の設置場所は、指令 77/576/EEC を実施する国内規則に従つて標識で示さなければならぬ。

当該標識は、十分に耐久性があるので、適切な場所に設置しなければならない。

**5. 換気**

作業方法および労働者の身体的要求を考慮し、十分に換気を行うよう措置を講じるものとする。

強制換気システムを使用する場合、正常に作動する状態に保ち、労働者が健康に悪影響のある気流にさらされないようにしなければならない。

労働者の健康のために必要であれば、換気システムのいかなる故障も、管理体制により表示されるようにしなければならない。

**6. 特別なリスクへの暴露**

6.1 労働者は、健康に害を及ぼす程度の騒音または健康に害を及ぼす外的影響（ガス、蒸気、ほこり等）にさらされてはならない。

6.2 大気に有毒物質もしくは有害物質が含まれている可能性がある区域または酸素濃度が不十分であるかもしくは燃えやすい区域に労働者が立ち入らなければならぬ場合、密閉した空気を監視し、危険を防止するためにしかるべき措置を講じなければならない。

6.3 労働者は、いかなる状況であっても、リスクの高い密閉した空気にさらされてしまうに援助を受けられるようにならゆる適切な予防措置を講じなければならない。

労働者は少なくとも、外部から常時観察される必要があり、労働者が効果的かつ即時に援助を受けられるようにならゆる適切な予防措置を講じなければならない。

**7. 室温**

作業方法および労働者の身体的要求を考慮し、労働時間中の室温は人体にとって

**▼B**

適温でなければならない。

建設現場の作業場所、部屋および道路交通の自然光および人工照明

8. 1. 作業場所、部屋および交通路には、可能な限り十分な自然光が届き、夜間および自然光が足りない場合には目的に適った十分な人工照明を使用し、必要に応じて耐衝撃性の携帯用光源を使用しなければならない。

8. 2. 作業場所および交通路の照明設備は、取り付けられた照明の種類により労働者に事故の危険が発生しない方法で設置しなければならない。

8. 3. **•C1** 人工照明が故障した場合、**•**労働者が特にリスクにさらされる部屋、作業場所および交通路には、十分な照度の非常用照明を設置しなければならない。

**9. ドアおよび門扉**

9. 1. 引き戸には脱線・倒れを防止する安全装置を取り付けなければならない。

9. 2. 上方に開くドアおよび門扉には、落下しないよう固定するための装置を取り付けなければならない。

9. 3. 避難経路の途中に配置されているドアおよび門扉には、かかるべき表示を付さなければならない。

9. 4. 主に車両の通行を目的とした門扉のすぐ側には、歩行者が横断するのに安全である場合を除き、歩行者用のドアを取り付けなければならない。当該ドアにはわかりやすい表示を付し、いつでも自由に利用できるようにしなければならない。

機械式のドアおよび門扉は、労働者に事故の危険がないように操作しなければならない。

機械式のドアおよび門扉には、すぐに対応でき利用しやすい緊急停止装置を取り付けなければならない、停電時に自動で開く場合を除き、手動で開けることが可能でなければならない。

## ▼B

## 10. 交通路－危険な区域

- 10.1. 交通路（階段、固定式のはしごおよびローディングベイ・ランプを含む）は、その近くで作業している労働者が危険が及ばない方法で簡単、安全かつ適切に出入りできるよう計画され、配置され、割り当てられ、通行できるようにしなければならない。

- 10.2. 歩行者や貨物の通行用の経路（積み卸しに使用する経路を含む）の規模は、見込み使用者数および関連する作業の種類に応じたものでなければならない。

- 輸送機器を交通路で使用する場合、他の建設現場使用者のために、安全に配慮して十分な間隔を設け、相応な防護装置を設置しなければならない。

- 経路にはわかりやすい表示を付し、定期的に検査し、適正に保全しなければならない。

- 10.3. 車両の交通路と歩行者用のドア、門扉、通路、廊下および階段との間に十分な間隔を設けなければならない。

- 10.4. 建設現場に立入り制限区域がある場合、承認されていない労働者の立ち入りを防止する装置を備えなければならない。

- 危険区域内に立ち入ることを承認された労働者を保護するためにしかるべき措置を講じなければならない。

危険区域内にはわかりやすい案内標識を立てなければならない。

## ローディングベイ・ランプ

- 11.1. ローディングベイ・ランプは、輸送する積み荷の大きさに適したものでなければならない。

- 11.2. ローディングベイには出口が少なくとも1つなければならない。

- 11.3. ローディングランプは、労働者が落下しないように十分安全なものでなければならない。

## 12. 作業場所での移動の自由

- 作業場所は、配置されている必要な機器または器具を考慮し、労働者が作業するために十分自由に移動できる広さでなければならぬ。

## 13. 応急手当

- 雇用主は、いつでも応急手当を施すことができ、応急手当の実施訓練を受けた職員に支援を求めることができるようにしなければならない。

- 事故に遭った労働者または急病の労働者が治療を受けるために退出できるよう位置を講じなければならない。

- 13.1. 雇用主は、実施されている工事の規模または作業の種類により必要な場合、1または複数の応急手当室を設置しなければならない。

- 13.2. 応急手当室には基本的な応急手当設備・機器を備え、ストレッチャーでの出入りが容易でなければならない。

- 13.3. 応急手当室には基本的な応急手当設備・機器を備え、ストレッチャーでの出入りが容易でなければならない。

- 13.4. 応急手当室は、指令77/576/EECを実施する国内規則に従って案内標識で示さなければならない。

- 応急手当機器は、適切な表示を付し、すぐに利用できるようにしなければならない。

- 現地の救急サービスの住所および電話番号はわかりやすく掲示しなければならない。

## 14. 寄生設備

- 14.1. 更衣室およびロッカー

- 14.1.1. 労働者が特別な作業服を着用する必要があり、衛生または礼節上の理由から、別

## ▼B

の場所で着替えることが望めない場合、かかるべき更衣室を労働者に提供しなければならない。

更衣室はすぐに利用でき、十分な収容能力があり、座席を用意しなければならない。

14.1.2. 更衣室は十分なスペースがあり、各労働者が必要に応じて作業服と自身の衣服および所持品を乾かし、施錠して保管することができる設備を備えなければならない。

状況（**C1** 危険物質、湿気、汚れ等）により必要な場合、作業服を労働者自身の衣服および所持品と分けて保管できる設備を提供しなければならない。

14.1.3. 更衣室は個室を**C1**用意するかまたは男女別に**C1**用意しなければならない。

14.1.4. 上記14.1.1に基づき更衣室が必要ない場合、各労働者に、自身の衣服および所持品を施錠して保管することのできる場所を提供しなければならない。

14.2. シャワーおよび洗面台

14.2.1. 工事の性質または衛生上の理由により必要な場合、十分な数の適切なシャワーを労働者に提供しなければならない。

シャワー室は個室を**C1**用意するかまたは男女別に**C1**用意しなければならない。

14.2.2. シャワー室は、かかるべき基準の衛生状態で各労働者が支障なく体を洗うことのできる十分な広さを確保しなければならない。

シャワーは、温水と冷水が出るものでなければならない。

14.2.3. 上記14.2.1第1段落に基づきシャワーが必要ない場合、作業場所および更衣室の近くに水道水（必要な場合には温水）が出る十分な数の適切な洗面台を設置しなければならない。

礼節上の理由により必要な場合、洗面台は個別のものを**C1**用意するかまたは男女別に**C1**用意しなければならない。

## ▼B

14.2.4. シャワーまたは洗面台付きの部屋が更衣室から離れている場合、その部屋と更衣室の間を容易に行き来できるようにしなければならない。

14.3. トイレおよび手洗い器

作業場所、休憩室、更衣室およびシャワーまたは洗面台付きの部屋の近くに、十分な数のトイレと手洗い器付きの特別設備を労働者用に提供しなければならない。

トイレは個室を**C1**用意するかまたは男女別に**C1**用意しなければならない。

## 休憩室・宿泊区域

15.1. 特に、実施する作業の種類、一定数を超える労働者が居合わせていることおよび工事現場が離れていることを理由として労働者の安全衛生上必要な場合、すぐに利用できる休憩室や宿泊区域を労働者に提供しなければならない。

15.2. 休憩室・宿泊区域は、十分なスペースがあり、関連する労働者の人数に対して十分な数のテーブルおよび背もたれ付きの椅子を備えてなければならない。

15.3. このような種類の施設がない場合、作業の休止中に労働者が滞在することのできる他の施設を提供しなければならない。

15.4. 例外的な場合にのみ使用される宿泊区域を除き、既定の宿泊区域には十分な衛生設備、休憩室およびレジャー室を備えなければならない。

当該宿泊区域には、労働者数を考慮してベッド、食器棚、テーブルおよび背もたれ付きの椅子を備え、該当する場合、男女の労働者がいることを考慮して割り当てなければならない。

15.5. 休憩室や宿泊区域では、非喫煙者がたばこの煙により不快な思いをしないようしきるべき措置を講じるべきである。

## 妊婦および授乳婦

妊婦および授乳婦は、適切な状態で横になれるようにならなければならぬ。

## 身体障がいのある労働者

17.

## ▼B

作業場所は、必要に応じて身体障がいのある労働者を考慮して準備しなければならない。

本規定は、特に、身体障がいのある労働者が直接使用または占有するドア、通路、階段、シャワー、洗面台、トイレおよび作業場所に適用される。

## 18. 離別

建設現場の周囲および外辺部は、案内標識で示し、はつきりと見やすく確認できるように設計しなければならない。

18.2. 労働者には、建設現場にて、使用中の部屋および作業場所近くのいすれにおいても、十分な飲用水と可能な限り別のふさわしい非アルコール飲料を提供しなければならない。

18.3. 労働者には、以下を提供しなければならない。

- 良好な状態で食事をすることができる施設
- 必要に応じて、良好な状態で食事を準備することができる施設

## 第B部

建設現場の作業場所に関する特定の**C1 最低必要条件**

## 序文

特別な状況によりやむを得ない場合、本最低必要条件を以下のとおり 2 つのセクションに分けることは義務とみなす必要はない。

## セクション I

作業場所には可能な限り十分な自然光が届き、労働者の安全と健康を守るために十分な人工照明を設置する手段を講えなければならない。

## セクション II

建設現場構内の作業場所  
部屋の床、壁、天井および屋根  
1. 安定性および堅牢性  
2. 作業場所の床には危険な隆起、穴または傾斜ではなく、固定され、安定しており滑りやすくないようにしなければならない。

建物は、その用途の性質に見合った構造で安定したものでなければならぬ。

## 2. 非常口

非常口は外側に開くようにしなければならない。

非常口は、非常時に使用するある者がすぐ簡単に開けられないよう方で施錠したりくり付けたりしてはならない。

引き戸または回転式のドアは、非常口としては認められない。

## 3. 换気

空調設備または機械式の換気設備を使用する場合、労働者が不快に感じる気流にさらされないように作動させなければならない。

空気を汚染し、労働者の健康に直ちに危険を及ぼす可能性のある付着物または汚れは直ちに除去しなければならない。

## 4. 室温

休憩室、勤務中の職員用の部屋、衛生施設、食堂および応急手当室の室温は、その各区域の特定目的に見合ったものでなければならない。

4.2. 窓、天窓およびガラスの仕切り壁は、作業の性質および部屋の用途を考慮し、日光の影響を過剰に受けないようにする。

## 5. 自然光および人工照明

作業場所には可能な限り十分な自然光が届き、労働者の安全と健康を守るために十分な人工照明を設置する手段を講えなければならない。

## 6. 部屋の床、壁、天井および屋根

作業場所の床には危険な隆起、穴または傾斜ではなく、固定され、安定しており滑りやすくないようにしなければならない。

## ▼B

## ▼B

- 6.2. 部屋の床、壁および天井の表面は、かかるべき基準の衛生状態を保つよう清掃し保全しなければならない。
- 6.3. 部屋または作業場所および交通路の近くにある透明または半透明の壁、特に全面がガラスの仕切り壁は、わかりやすく表示し、安全な素材で作られたものとするかまたは労働者が壁にぶつかり壁が粉砕した場合に負傷したりしないようにその場所または交通路から遮蔽しなければならない。
7. 窓および天窓
- 7.1. 窓、天窓および通気孔は、労働者が安全な方法で開閉したり調整したり固定したりできるようにしなければならない。
- 7.2. 窓および天窓は、清掃作業を行う労働者またはそこにいる労働者に危険が及ばないように清掃できる設備と組み合せて設計するかまたはそのような装置を装備しなければならない。
8. ドアおよび門扉
- 8.1. ドアおよび門扉の位置、△1数および大きさならびにその組み立てに使用される素材は、部屋または区域の性質および用途により決定する。
- 8.2. 透明のドアには、かかるべき表示を目立つように付さなければならぬ。
- 8.3. スイング式のドアおよび門扉は、透明のものとするかまたは透明のハネルを取り付けるものとする。
- 8.4. ドアおよび門扉の透明もしくは半透明の表面部分が安全な素材で作られてない場合またはドアもしくは門扉が粉砕した場合に労働者が負傷する危険がある場合、その表面部分は破損しないように防護しなければならない。
9. 交通路
10. エスカレーターおよび動く歩道のための特別な措置
- エスカレーターおよび動く歩道は安全に作動しなければならない。
- エスカレーターおよび動く歩道には必要な安全装置を装備しなければならない。
- また、容易に特定できわりやすい緊急停止装置を備えていなければならない。
11. 部屋の規模および空間
- 作業室は、労働者が安全、衛生または健康に危険のない状態で作業することができるよう十分な広さと高さを確保しなければならない。
- セクション II
- 建設現場の屋外作業場所
1. 安定性および堅牢性
- 1.1. 高所または低所に移動可能な作業場所または固定されている作業場所は、以下の要素を考慮して堅牢で安定したものでなければならない。
- その作業場所を使用する労働者数
  - 最大積載荷重および重量配分
  - 受ける可能性のある外的作用
- 当該作業場所の支持部材およびその他構成要素が本質的に安定したものでない場合、作業場所の全体または一部が思わず時に動いたり不意に動いたりしないようにしかるべき安全な方法で固定して安定性を確保しなければならない。
- 1.2. 点検

## ▼B

## ▼B

安定性および堅牢性については、特に、作業場所のC1高さまたは深さを変更した後に十分に点検しなければならない。

## エネルギー供給設備

2.1. 建設現場内のエネルギー供給設備、特に外的作用を受ける設備は、定期的に点検し保全しなければならない。

2.2. 建設現場の設備前から存在する設備は、特定し、点検し、案内標識でわかりやすく示さなければならない。

2.3. 架空配電線がある場合、可能な限り、建設現場を通らないようにするかまたは電流を遮断しなければならない。

これが不可能な場合、車両および設備が近づかないように防壁を設けるかまたは警告を表示するものとする。

配電線の下を車両が通過しなければならない場合には、しかるべき警告表示と吊り下げ型の防護装置を取り付けなければならない。

## 3. 大気影響

労働者の健康と安全に影響を与える可能性のある大気影響から労働者を守らなければならない。

## 4. 落下物

技術的に可能な場合、様々な方法を組み合わせて落下物から労働者を守らなければならない。

資材および機器は、崩壊または転倒を予防するように配置し装備しなければならない。

## 5. 高所からの転落

5.1. 高所からの転落は、特に、十分な高さがあり、側板、主要な手すりおよび中間の手すりまたはそれに相当する代替物を備えた頑丈な釣り台により物理的に防止しなければならない。

5.2. 原則として、高所での作業は、適切な機器または釣り台、プラットフォームもしくは防護ネット等、様々な防護装置の組み合わせを使用せずに実施してはならない。

2.2. 作業の性質によりそのような機器を使用できない場合、高所までのしかるべき移動手段を提供しなければならず、安全ベルトまたはその他安全な固定方法を用いなければならない。

6. 足場およびはしご<sup>(\*)</sup>

6.1. 足場はいずれも、崩壊したり偶発的に動いたりしないように適正に設計し、組み立て、保全しなければならない。

6.2. 作業プラットフォーム、通路および足場の階段は、人が落下したり人に落下物が当たつたりしないように組み立て、広さを確保し、防護し、使用しなければならない。

6.3. 足場は、以下の各時点で、適格者が検査しなければならない。

## (a) 利用を開始する前

## (b) その後、定期的な間隔

(c) C1変更を行った後、不使用C1期間<sup>(\*)</sup>の後、悪天候もしくは地震の影響を受けた後、または足場の強度もしくは安定性に影響があるようなその他の状況が発生した後

6.4. はしごは、十分な強度があるので、正しく保全しなければならない。

\* この項目は、指令 89/655/EEC、特にその別紙の第 3 項を補足するために今後採扱される変更指令の枠組み内に規定される予定である。

## ▼B

## ▼B

はしごは、適正な場所で本来の目的に従つて正しく使用しなければならない。

6.5. 可動式の足場は、不意に動かないよう固定しなければならない。

7. 搬重機器<sup>(\*)</sup>

7.1. 搬重装置および付属品（その構成部品、附加装置、固定装置および支持装置を含む）はいずれも、以下の各条件を満たしていなければならない。

(a) 使用目的に対して適正に設計され、組み立てられ、十分な強度があること。

(b) 正しく取り付けられ、正しく使用されること。

(c) 正常に作動する良好な状態に保全されること。

(d) 現行法令に従つて点検され、定期試験・検査を受けること。

(e) しかるべき訓練を受けた資格を有する労働者が操作すること。

7.2. いかなる搬重装置<sup>▲</sup>および付属品にも、最大荷重値をわかりやすく表示しなければならない。

7.3. 搬重機器および付属品は、本来の目的以外に使用することはできない。

8. 挖削・荷役運搬用の車両および機械<sup>(\*)</sup>

8.1. 挖削・荷役運搬用の車両および機械はいすれも、以下の各条件を満たしていなければならない。

(a) 可能な限り、人間工学の原則を考慮して、適正に設計され組み立てられていること。

(b) 正常に作動する良好な状態を保っていること。

(c) 正しく使用されること。

(d) しかるべき訓練を受けた労働者が操作すること。

9. 設備、機械、機器<sup>(\*)</sup>

## 9.1.

設備、機械および機器（手工具（電動か否かを問わない）を含む）は、以下の各条件を満たしていなければならない。

(a) 可能な限り▲限り、人間工学の原則を考慮して、適正に設計され組み立てられていること。

(b) 正常に作動する良好な状態を保っていること。

(c) 目的の作業のためだけに使用されること。

(d) しかるべき訓練を受けた労働者が操作すること。

## 9.2.

圧力のかかる設備および機器は、現行法令に従つて点検し、定期試験・検査を受けなければならない。

10. 挖削穴、井戸、地下工事、トンネルおよび土工事

10.1. 挖削穴、井戸、地下での作業またはトンネルでは、以下のとおり相応な対策を講じなければならない。

(a) しかるべき支持物または盛り土を使用する。

\* この項目は、指令 89/655/EEC、特にその別紙の第 3 項を補足するために今後採択される変更指令の枠組み内に規定される予定である。

\* この項目は、指令 89/655/EEC、特にその別紙の第 3 項を補足するために今後採択される変更指令の枠組み内に規定される予定である。

## ▼B

- (b) 人、資材もしくは物の落下または洪水に伴う危険を予防する。
- (c) 危険ではなく健康に害を及ぼさない呼吸に適した空気を確保するためにして、すべての作業場所に十分な換気装置を備える。
- (d) 火災または水~~と~~は資材~~と~~の流入~~と~~が発生した場合に労働者の安全を確保できるようにする。
- 10.2. 堀削の開始前に、地下ケーブルおよびその他分配システムによる危険を特定し最小限に抑えるために対策を講じなければならない。
- 10.3. 堀削穴へ出入りするための安全な経路を確保しなければならない。
- 10.4. 土の塊 資材および移動車両は、掘削穴に近付けてはならない。その必要がある場合には、かかるべき防壁を設置しなければならない。
11. 解体作業
- 建物または構造物の解体に危険が伴う場合には、
- (a) かかるべき予防措置、方法および手順を採用しなければならない。
- (b) 作業は必ず、適格者の監督の下で計画し実施しなければならない。
12. 金属またはコンクリート製の骨組み、型枠および重量のあるプレハブ部品
- 12.1. 金属またはコンクリート製の骨組みおよびその構成部品、型枠、プレハブ部品または~~と~~臨時の支持物および~~と~~控え壁は必ず、適格者の監督の下で設置し解体しなければならない。
- 12.2. 構造物が一時的に脆弱であるか不安定であることによる危険から労働者を守るためにかかるべき予防措置を講じなければならない。
- 12.3. 型枠、臨時の支持物および控え壁は、それらに掛かる負担および負荷に安全に耐えられるように~~て~~考慮され、設計され、取り付けられ、保全されなければならない。

13. 繕め切りおよびケーン
- 13.1. 繕め切りおよびケーンはいずれも、以下の各条件を満たしていないければならない。
- (a) 十分な強度があり適切で頑丈な資材によって、堅牢に組み立てられていること。
- (b) 水もしくは資材が流入してきた場合に労働者が避難できるように十分な装備を調べていること。
- 13.2. 繕め切りまたはケーンの組み立て、取り付け、変形または解体は必ず、適格者の監督の下で行わなければならない。
- 13.3. 繕め切りおよびケーンはいずれも、適格者が定期的な間隔で検査しなければならない。
14. 屋根の上の作業
- 14.1. 危険を回避するために必要な場合は加盟国が定めた数値を超える高さもしくは傾斜で作業する場合、作業員および工具またはその他の物もしくは資材が落下しないように様々な予防措置を組み合わせて工事なければならない。
- 14.2. 労働者が屋根もしくはその他壊れやすい資材でできた表面上またはその近くで作業しなければならず、その屋根または表面から労働者が落下する可能性がある場合、労働者が、壊れやすい資材でできた表面に歩いたり地面に落下したりしないように予防措置を講じなければならない。

## 参考資料B（1）

版情報：訳文には、2013年10月19日の法律第8条による法律の改正が含まれています  
(Federal Law Gazette I p. 3836)。

### 目次

第一章 総則	§ 1 目的及び適用範囲
第二章 事業者の義務	§ 2 定義
第三章 労働条件の評価	§ 3 事業者の基本的義務
第四章 文書化	§ 4 一般原則
第五章 任務の委任	§ 5 労働条件の評価
第六章 指導	§ 6 文書化
第七章 責任者	§ 7 任務の委任
第八章 特殊な危険	§ 8 多数の事業者の協力
第九章 応急処置及びその他の救急措置	§ 9 特殊な危険
第十章 産業医学による予防措置	§ 10 応急処置及びその他の救急措置
第十一章 指導	§ 11 産業医学による予防措置
第十二章 責任者	§ 12 指導
第十三章 公共サービスの労働者の教育及び意見聴取	§ 13 責任者
第十四章 第二章 労働者の義務及び権利	§ 14 公共サービスの労働者の教育及び意見聴取
第十五章 第三章 労働者の義務及び権利	§ 15 労働者の義務
第十六章 第四章 命令権	§ 16 特別支援義務
第十七章 第五章 ドイツの労働安全衛生に関する共同戦略	§ 17 労働者の権利
第十八章 第六章 最終規定	§ 18 命令権
第十九章 第七章 ドイツの労働安全衛生に関する共同戦略	§ 19 欧州共同体の法行為及び国家間の合意
第二十章 第八章 公共サービスに関する規則	§ 20 公共サービスに関する規則
第二十一章 第九章 全国労働安全衛生会議	§ 20a ドイツの労働安全衛生に関する共同戦略
第二十二章 第十章 第六章 最終規定	§ 21 管轄官庁：法定傷害保険業者との協力
第二十三章 第十一章 第七章 ドイツの労働安全衛生に関する共同戦略	§ 22 管轄官庁の権限
第二十四章 第十二章 第八章 第九章 第十章 第六章 最終規定	§ 23 企業データ；他の官庁との協力；年報
第二十五章 第十三章 第七章 第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第六章 最終規定	§ 24 一般行政規則の公布の権限
第二十六章 第十四章 第五章 ドイツの労働安全衛生に関する共同戦略	§ 25 過料規則
第二十七章 第十五章 第六章 最終規定	§ 26 罰則

連邦労働社会省による翻訳

労働者の安全衛生保護の向上を促すための  
労働安全衛生対策の実施に関する法律  
(労働保護法 Arbeitschutzgesetz, ArbSchG)

2013年10月19日法律第8条(連邦法公報第1頁3836)により最後に改正された、  
1996年8月7日の労働安全衛生法(連邦法公報第1頁1246)

この法律は、職場での労働者の安全と健康の改善を促進するための措置の導入に関する、  
1989年6月12日の理事会指令89/391/EEC(OJ L 183, 29.6.1989, p.1)の実施に役立つます。そして、1991年6月25日の理事会指令91/383/EECは、労働者の労働における  
安全衛生の改善を奨励するための措置を、固定期間雇用関係または臨時雇用関係で締  
完するものである(OJ L 206, 29.7.1991, p.19)。

この法律は、同意を得てドイツ連邦議会によって採択されました

Gesetz über die Durchführung von Maßnahmen des Arbeitsschutzes  
zur Verbesserung der Sicherheit und des Gesundheitsschutzes der Beschäftigten bei  
der Arbeit  
(Arbeitsschutzgesetz - ArbSchG)

(仮訳 国際安全衛生センター)

労働者の安全衛生保護の向上を促すための労働安全衛生対策の実施に関する法律  
(労働保護法 Arbeitschutzgesetz, ArbSchG)

2013年10月19日法律第8条(連邦法公報第1頁3836)により最後に改正された、1996  
年8月7日の労働安全衛生法(連邦法公報第1頁1246)

この法律は、職場での労働者の安全と健康の改善を促進するための措置の導入に関する、  
1989年6月12日の理事会指令89/391/EEC(OJ L 183, 29.6.1989, p.1)の実施を補完  
する。そして、1991年6月25日の理事会指令91/383/EECは、労働者の労働における安  
全衛生の改善を奨励するための措置を、固定期間雇用関係または臨時雇用関係で締完する  
ものである(OJ L 206, 29.7.1991, p.19)。

この法律は、1996年8月7日の法律第1条により連邦議会の同意を得てドイツ連邦議会に  
よって採択された(連邦法公報第1頁1246ページ)。同法第6条に従って、1996年8月  
21日に発効した。第6条(1)は、1997年8月21日に登録する。

(3) 本法の意図する事業者は、第二章に準じて人々に仕事を提供している自然人及び法人及び権利能力を有する人的集団である。

(4) 本法の意図するその他の法規とは、他の法律、法規命令及び災害防止規定に含まれている労働災害防止対策に関する規則を言う。

(5) 公共業務の分野は、本法においては企業とみなされる。官庁とは、連邦、諸州、地方公共団体、その他の公法の定める団体、施設、財團法人、行政機関、連邦及び諸州の裁判所、及び軍隊の施設である。

(1) 本法律は、労働災害防止措置によって、職場の労働者の安全衛生の保護を保障し、これを改善することを目的とする。これはあらゆる職業活動分野に適用される。

(2) 本法は、個人宅の家政婦の労働災害防止には適用されない。また、船舶航海に從事する労働者及び連邦就業法の支配下にある企業の労働者の労働災害防止に対しても、対応する法規が存在する限りは適用されない。

(3) 他の法規が定めている、労働に際しての労働者の安全衛生対策を保証する事業者の義務は不可侵とする。第一文は、それに応じて、労働者の義務と権利にも適用される。他の人物に事業者に代わる者として労働災害防止対策を義務づける法も不可侵とする。

(4) 公的合法的宗教団体については、教会法に準じて、協力者代表が経営協議会または職員協議会に代わりを務めるものとする。

## § 2 定義

(1) 本法の意図する労働災害防止対策は、人間としてふさわしい労働を具体化するための対策をも含む、労働災害と労働に関係した健康上の危険を防止するための対策である。

- (2) 本法の意図する労働者とは、次の者を言う：
- 男女労働者、
  - 職業訓練を受けている労働者、
  - 労働裁判法第五条第一項の意図する労働者に準ずる者。ただし、家内労働労働者並びにそれと同等の者は除外する、
  - 男女公務員、
  - 男女裁判官、
  - 兵士及び女性兵士、
  - 障害者のための職場の労働者。

- (1) 事業者は、労働に際して労働者の安全衛生に影響を及ぼす状況を考慮して、必要な労働災害防止対策を講ずる義務を負う。事業者は該当対策の有効性を検討し、必要があれば他の実状への適合も行わなければならない。それに当たっては、労働者の安全衛生対策の向上を目指すものとする。
- (2) 第一項による対策の計画と実行に当たっては、事業者は職業活動の種類と従業員数を考慮に入れて、  
1. 適切な組織を設立し、必要な資金を調達するものとする。また、  
2. 必要に応じて当該対策がすべての職業活動において、企業の経営組織とも結びついて遵守されると共に、労働者が協力義務を履行することができるように、事前措置を講じるものとする。

§ 4  
一般原則

- 事業者は労働災害防止対策を講ずるに当たり、次の一般原則を前提とするものとする：
1. 労働は、生命及び健康に対する危険を可能な限り回避し、残った危険も最小限に抑えられるよう具体的化するものとする。
  2. 危険はその原因から除去するものとする。
  3. 対策を講じるに当たっては、最新の水準の技術、産業医学及び衛生とその他の定評ある労働科学的知識を考慮するものとする。
  4. 対策は、技術、労働組織、その他の労働条件、社会関係及び環境が職場に及ぼす影響を適切に結び合わせることを目的として、計画するものとする。
  5. 個別労働災害防止対策よりも、他の対策を優先させるものとする。
  6. 特に保護を必要とする労働者団体の特殊な危険を考慮するものとする。
  7. 労働者には適切な指示を与えるものとする。
  8. 直接的又は間接的に性別に関連して有効となる規則は、生物学的理由から差し迫つて必要な場合に限り、認められるものとする。

- (1) 事業者は、労働を通して労働者に結びついている危険を評価することにより、いかなる労働災害防止対策が必要であるかを確認しなければならない。

- (2) 事業者はこの評価を、職業活動の種類別に行うものとする。労働条件に大差が無い場合は、職場又は仕事の評価を行うだけで十分とする。
- (3) 危険の発生原因としては、特に次のものが考えられる：

1. 職場又は仕事場の構造及び設備、
2. 物理的、化学的及び生物学的影響、
3. 作業手段、特に、原材料、機械、設備及び装置の構造、選択及び投入並びにそれら環境、
4. 作業及び加工方法、作業経過及び労働時間の構成とそれらの相互作用、
5. 労働者の能力と指導の不足。
6. 職場での心理的ストレス。

§ 6  
文書化

- (1) 事業者は、職業活動の種類と従業員数別に、危険評価の結果、事業者が決定した労働災害防止対策及びそのチェックの結果を知ることができる、必要な証拠書類を自由に閲覧できるよう用意しなければならない。危険状況が同種のものである場合は、書類にまとめてデータを記載しても構わない。他の法規に特に別様の規定がない限りは、第一文は従業員数が10人以下の事業者には適用されない。管轄官庁は、特別な危険状態が存在する場合には、資料の提出を命令することができる。第三文により従業員数を確認するに当たっては、定期的な適当たり労働時間が20時間以下のパートタイマーは0.5、30時間以下のパートタイマーは0.75として計算するものとする\*。
- (2) 事業者は、労働者が死亡するか、死亡に至るか、4日以上(誤注3日を超えて)にわたって完全に、又は部分的に労働又はサービスをできない状態になるほどに負傷した災害を、リストアップするものとする。

\* 第四文は、1996年9月25日公布の労働法の雇用促進法第9条(BGBI.I.P.1476)により挿入、最終改正は法律第6cにより1998年12月19日(BGBI.I.S.3843)。

§ 7  
任務の委任

労働者に任務を委任するに当たっては、事業者は職業活動の種類別に、労働者が当該任務を遂行するに当たっての安全衛生対策のために遵守すべき規定及び対策を厳守する能力を備えているか否かを考慮しなければならない。

§ 8  
複数の事業者の協力

(1) 複数の事業者の労働者が一つの職場で勤務する場合には、事業者は、安全衛生対策規定を遂行するに当たって協力する義務を負う。労働者の労働に際しての安全衛生対策にとって必要である限りは、事業者らは、職業活動別の労働に関係のある安全衛生上の危険に関する情報を相互に、また、労働者に対して伝えると共に、この危険を防止するための対策の調整を図るものとする。

(2) 事業者は、職業活動の種類別に、自分の企業内で勤務している他の事業者の労働者が、自分の企業内での勤務中の安全衛生に対する危険に関して適切な指示を受けていることを確認しなければならない。

§ 9  
特殊な危険

(1) 事業者は、予め適切な指示を受けている労働者のみしか特に危険な作業分野にアクセスできないような対策を講じなければならない。

(2) 事業者は、直接的な著しい危険に曝されている、あるいは曝されている可能性のある労働者全員に、できるだけ早期に当該の危険及び講じられている又は講じるべき防止対策に関する情報が提供されるような事前措置を講じなければならない。担当上司が存在しないにもかかわらず、自らの安全又は他の人々の安全に直接的な著しい危険が存在する場合には、労働者の防護と損害制限のための適切な対策を自ら講じることができる。その際には、労働者の知識と利用可能な技術的手段を考慮しなければならない。こうした労働者の行動から、労働者に不利益が生じることがあってはならない。ただし、労働者が故意に、又は重大な過失により、不適切な対策を講じた場合は、その限りではない。

(3) 事業者は、直接的な著しい危険が存在する場合に労働者が職場から安全に直ちに避難できることにする対策を講じなければならない。これにより、労働者に不利益が生じることがあつてはならない。直接的な著しい危険が継続している場合は、事業者が労働者に作業の再開を命じられるのは、特別な根拠のある例外的な場合に限られるものとする。公衆の安全に対する危険を回避する労働者の法的義務と、軍人法 § § 7 及び 11 は不可侵する。

§ 10  
応急処置及びその他の救急措置

(1) 事業者は、職場及び仕事の種類と従業員数に応じて、労働者の応急処置、消防活動及び避難に必要な対策を講じなければならない。それに際しては、他の人々の存在も考慮に入れるものとする。また、非常事態には、特に応急処置、救急医療、救助、消防活動の分野で、外部の官公庁と必要な連絡を取れるように用意しておかねばならない。

(2) 事業者は、労働者の応急処置、消防活動及び避難の任務を引き受けける労働者を指名しておくものとする。第一文により指名する労働者の人数、訓練及び装備は、従業員数と既存の特殊な危険とに見合ったものでなければならない。指名に先立ち、事業者は経営協議会及び職員協議会の意見を聴くものとする。それを越える参加権は不可兎とする。事業者は、第二次文の必要な訓練と装備を備えていれば、第一文の任務を自ら引き受けけることができる。

§ 11  
産業医学による予防措置

事業者は、労働者からの要望があれば、他の法規による義務とはかかわりなく、労働に際しての労働者の安全衛生に対する危険に応じて、定期的に産業医学検査を受けられるよう手配しなければならない。ただし、労働条件と講じている労働災害防止対策に基づいて、健康に害があることは考えられない場合には、その限りではない。

§ 12  
指導

(1) 事業者は労働者に対し、労働時間中の労働に際しての安全衛生対策に関して、十分かつ適切な指導を行わなければならない。この指導には、特に労働者の職場又は職務範囲に的

を皎った指示と説明をも含むものとする。指導は、新規採用時、配置転換時、新しい労働手段又は新しい技術の導入時に、労働者が作業に就く前に行うものとする。指導は危険発生に適合したものでなければならず、必要ならば定期的に繰り返し行うものとする。

(2) 労働者派遣の場合は、パラグラフ 1 による指導義務は派遣を受ける側が負うものとする。については、労働者として派遣された者の能力及び経験を考慮に入れて、指導を行わなければならない。派遣者のその他の労働災害防止義務は不可侵とする。

§ 13  
責任者

(1) 本章により生じる義務を履行する責任を負うのは、事業者のほかに、次の者である：  
1. 製造者の法定代理人、  
2. 法人の代理権を有する機関、  
3. 人的集団の代理権を有する共同経営者、  
4. 事業又は企業の経営を委託されている者。ただし、委ねられた任務と権限の枠内での責任とする、  
5. パラグラフ 2 又は本法により公布された法規命令又は災害防止規定により、その任務と権限の枠内で委託されたその他の者。

(2) 事業者は、信頼でき専門知識を持つ人物に、文書をもって、本法により義務づけられている任務を自らの責任において履行するよう委託することができます。

§ 14  
公共サービスの労働者の教育及び意見聴取

(1) 公共サービスの労働者は、就労開始前と配置転換時に、労働の際に曝されうる安全衛生上の危険と、その危険を防止するための対策及び設備、並びに、§ 10 パラグラフ 2 により講じられる対策について、教育を受けるものとする。

(2) 公共サービスの企業内に労働者の代表部が存在しない限りは、事業者は、労働者の安全衛生に影響を及ぼしうるあらゆる対策に関する意見を聴取しなければならない。

第三章  
労働者の義務及び権利

§ 15  
労働者の義務

(1) 労働者は、自らの能力により、また、事業者の教示及び指導に従つて、労働に際しての自身の安全衛生に注意を払う義務を負う。第一文に応じて、労働者はさらに、労働に際して自らの行為又は不行為の影響を受ける者の安全衛生にも注意を払わなければならぬ。  
(2) パラグラフ 1 の枠内で、労働者は特に、機械、装置、工具、材料、輸送手段及びその他の労働手段及び防護設備、さらに、用意されている対人防護装備を規則通りに使用しなければならない。

§ 16  
特別支援義務

(1) 労働者は事業者又は担当上司に、自ら確認した安全衛生に対する直接的な著しい危険と、労働災害防止システムに確認された欠陥の一切を、連帶なく報告しなければならない。  
(2) 労働者は企業嘱託医及び労働災害防止専門家と協力して、事業者が労働に際しての労働者の安全衛生対策を保証すると共に、事業者としての義務を官庁の命令に準じて履行するのを支援するものとする。パラグラフ 1 による義務とは無関係に、労働者は自ら確認した安全衛生に対する危険と労働災害防止システムに確認された欠陥とを、労働災害防止専門家、企業嘱託医又は社会法典第七巻 § 22 による労働災害防止専門者に報告するものとする。

§ 17  
労働者の権利

(1) 労働者は、労働に際しての安全衛生対策のあらゆる問題に関する提案を事業者に対して行う権利を有する。連邦の男女公務員に対しては、連邦公務員法 § 171 が適用される。公務員権利範囲法の § 60 とそれに對応する州法は不可侵とする。  
(2) 労働者が具体的な根拠に基づいて、事業者が講じた対策と調達された資金では労働に際しての安全衛生対策を保証するには不十分だという見解を持つているにもかかわらず、そ

れについての労働者の訴えに対して事業者がいかなる手だても講じない場合には、労働者は管轄官庁に相談することができる。これにより、労働者にいかなる不利益も生じることがあつてはならない。パラグラフ 1 の第二文と第三文の規則、並びに、国防苦情処理規程及びドバイ・連邦議会国防委員に関する法律の規則は不可侵とする。

第四章  
命令権

§ 18 命令権

- (1) 連邦政府は、連邦議会の同意を得た法規命令により、事業者及びその他の責任者がいかなる対策を講ずべきか、また、労働者が本法により生ずるそれぞれの義務を履行すべくいかに行動するべきかを命じる権限を有する。この法規命令では、本法の特定の規則を § 2 パラグラフ 2 に挙げられている者以外の保護にも適用するよう定めることができる。
- (2) パラグラフ 1 による法規命令により、次の通り定めることができる。
1. 特定の危険の防止のためには、就労の継続時間又は場所、若しくは労働者数を制限するものとする。
  2. 労働者にとって特に危険である労働手段又は労働方法の投入は禁ずるか、管轄官庁に届け出で、その認可を受けるかするものとする。さもなくば、特に危険に曝される者をその職務に就けてはならない。
  3. 特定の特に危険な企業施設は、作業方法及び製造方法も含めて、操業開始に先立ち、定期的に、あるいは、官庁の命令があり次第、専門的に試験するものとする。
  4. 労働者は、特定の危険な職務を引き受けたが継続する前又は終了した後に、産業医学検査を受けるものとし、その際には、医師は特別な義務に注意するものとする。
  5. 委員会が設置され、法定文書の適用に関して連邦政府または権限のある連邦省に助言する任務を与えられ、最先端の技術、産業医学および衛生に対応する規則を決定する。エルゴノミクスの調査結果および法定文書に定められた要件をどのように満たすことができるかに關して規制を決定する。連邦労働社会省は、規則と調査結果を正式に公表することができる。

§ 19  
歐州共同体の法行為及び国家間の合意

§ 18 による法規命令は、本法の専門分野に該当する歐州共同体理事会又は委員会の行為或いは国際団体の決議や国家間の合意の実施に必要である限りにおいては、特に、§ 2 パラグラフ 3 に挙げられている者以外のための労働災害防止義務を規定することを目的として、公布できるものとする。

§ 20  
公共交通に關

- (1) 諸州、地方公共団体及びその他の公法の定める団体、施設及び財団法人の公務員に対し、  
§ 18により公布された法規命令が適用されるのか、適用されるとすればどこまで適用さ  
れるのかは、州法が定める。

(2) 連邦の公共サービス、それも特に、連邦国防軍、警察、民間人保護及び災害援助、税關  
又は政府情報機関における特定の職務に関しては、連邦首相官房、連邦内務省、連邦交通  
省、連邦国防省又は連邦大蔵省がそれぞれの管轄の範囲内で、連邦議会の同意がなくても  
法規命令により、本法の規定を全面的又は部分的に適用しないこと決定することができ  
る。ただし、特に公共の安全の維持又は回復のために公益がそれを緊急に必要とする場合  
に限るものとする。第一文による法規命令は、連邦労働社会省の了解と、連邦内務省自体  
に権限が認められていない限りにおいてはこの省の了解を得た上で、公布される。法規命  
令では同時に、労働に際しての安全衛生対策を、本法の目的とするところを考慮して、い  
かにして他の形で保証するかも規定する。諸州、地方公共団体及びその他の公法の定める  
団体、施設及び財団法人の職務には、第一文と第三文に相当する州法の規則を適用するも  
のとする。

第五章 ドイツの労働安全衛生に

§ 20a ドイツの労働安全衛生に

- (1) この章に規定された規則に従い、効果的な労働安全衛生規定の利益のために、連邦政府、州および労災保険業者は、ドイツの労働安全衛生戦略を共同で策定し、これを実施し、更新する。職場での事故、職業病および職業上の健康リスクを防止し、適切な労働条件を提供するために法定の任務を遂行することにおいて、連邦政府、州および労災保険業者はドイツの労働安全衛生に関する共同戦略の目標の達成に貢献するものとする。

(2) 共同のドイツの労働安全衛生戦略は以下の通り：

  1. 共同の労働安全衛生目標の策定、
  2. 活動の優先分野および作業計画の要点の決定、および共通の原則に基づくそれらの実施、
  3. 適切な指標に基づく労働安全衛生目標、行動分野および作業計画の評価、
  4. 労働安全衛生および労災保険業者に関する、事業所への助言および監督することになる、州の管轄官庁のための調整手順の決定、
  5. 包括的で、よく体系化され、調整された規定と規則のセットの作成。

§ 20b  
全国労働安全衛生会議

(1) § 20a(1)第1文に言及されている合同ドイツ労働安全衛生戦略の策定、管理および更新の任務は、全国労働安全衛生会議に委ねられる。これは、連邦政府、州および労災保険業者のそれぞれに議決権を持つ3人の代表者で構成され、各グループにつき3人の代理人を決定する。さらに、中央雇用主および従業員組織は、§ 20a(2)の1から3および5で言及されている問題に対処するために、それぞれ最高3人までの代表者を全国労働安全衛生会議に送るものとする。彼らは顧問として会議に参加するものとする。全国労働安全衛生会議は独自の手続き規則を作成するものとする。これらは、特に、その手段と意思決定手順を決定するものとする。手続規則は全会一致の投票で採択されなければならない。

全國労働安全衛生會議 § 20b

- (1) § 20(a)(1)第1文に言及されている合同ドクトル労働安全衛生戦略の策定、管理および更新の任務は、全国労働安全衛生会議に委ねられる。これは、連邦政府、州および労災保険業者のそれぞれに議決権を持つ3人の代表者で構成され、各グループにつき3人の代理人を決定する。さらに、中央雇用主および従業員組織は、§ 20(a)(2)の1から3および5で言及されている問題に処するため、それぞれ最高3人までの代表者を全国労働安全衛生会議に送るものとする。彼らは顧問として会議に参加するものとする。全国労働安全衛生会議は独自の手続き規則を作成するものとする。これらは、特に、その手段と意思決定手順を決定するものとする。手続規則は全会一致の投票で採択されなければならない。

112

に関して、全国労働安全衛生会議に提案することができる。

1. 施設への助言と監督

2. 協議および監督、調整されたまたは合同の主要活動、および作業計画の主要課題の内容を決定する。

3. 特に業務検査とその主な結果に関するデータやその他の情報の共有を促進する。

(3) 全国労働安全衛生会議は、一般に年1回開催される労働安全衛生フォーラムによって支援されるものとする。労働安全衛生フォーラムには、中央雇用主および労働者組織、専門家団体および業界団体、科学団体、健康および年金保険会社、職場の健康および安全の分野で活動する施設の専門家、および雇用性を促進するのに役立つ施設が参加するものとする。労働安全衛生フォーラムは、共同ドット労働安全衛生戦略の策定および更新に専門家コミュニティからのタイムリーかつ積極的な参加を確保し、それに応じて全国労働安全衛生会議に助言することを任務とする。

(4) (2)に従って提案を提出する手順および(3)に従って労働安全衛生フォーラムの組織に関する提案を提出する手順に関する詳細は、全国労働安全衛生会議の手続規則で規定されるものとする。

(5) 全国労働安全衛生会議および労働安全衛生フォーラムの業務は、連邦労働安全衛生研究所によって管理されるものとする。その方法と手順に関する詳細は、全国労働安全衛生会議の手順の規則で決定されなければならない。

## 第六章 最終規定

### § 21 管轄官庁：法定労災保険業者の協力

(1) 本法による労働災害防止の監督は国家の任務である。管轄官庁は、本法と本法に基づいて公布された法規命令の遵守を監督し、事業者がその義務を履行するに当たっては助言を提供するものとする。

(2) 法定労災保険業者の任務と権限は、他に別様の規定がない限り、社会法典の規則に準じるものとする。法定労災保険業者が社会法典に準じて自社の予防契約の枠内で労働者の安全衛生対策を保証するための任務も引き受けける限りは、自主的権限の枠内に限って活動するものとする。

(3) 州の管轄官庁と労災保険業者は、§ 20a (2) の 4 に従い、共同諮問・監督戦略に基づいて緊密に協力し、経験の共有を確保するものとする。この戦略は、方法論的手法に関する一般原則の調整を含むものとする。

### § 22 管轄官庁の権限

(1) 管轄官庁は、自らの監督任務の履行に必要な情報及び対応する資料の提供を事業者又は責任者に要請することができる。情報提供義務を負う者は、かかる要請による情報提供や資料の提示により自ら又は民事訴訟法 § 383 第一項第一号から第三号に記載されている自らの親族が刑事訴追を受けるか疑惑違反の罪に間われる恐れがある場合には、それを持否することができる。

- (2) 監督を委託された者は、自らの任務を遂行する上で必要な限りにおいて、営業時間及び労働時間に営業場所、店舗及び営業所に立ち入り、視察し、検査を行う権限を有する。さらにまた、企業施設、労働手段及び対人防護装置を点検し、作業方法及び作業経過を検討し、計測を行い、特に労働関係の健康上の危険を確認し、労働災害、職業病又は損害事件の原因を究明する権限を有する。かかる者たちは、事業者又は事業者が委託した者の同行を要請することができる。事業者又は責任者は、監督を委託した者が第一文及び第二文による権限を行使するのを支持しなければならない。第一文に挙げた時間外、又は住居が職場となつている場合は、監督を委託された者は、公衆の安全又は秩序に対する差し迫った危険を防止することを目的とする場合に限り、事業者の合意なくして、第一文及び第二文による措置を講じることができる。情報提供義務を有する者は、第一文、第二文及び第五文による措置を甘受しなければならない。第一文及び第五文は、職場で人が勤務しているところを確認できなくても、勤務者がいるという仮定を正当化する事実が存在する場合には、しかるべき適用される。その限りでは、住居の不可侵性の基本的権利(基本法第13条)は制約される。

(3) 管轄官庁はケースバイケースで次のことを命令することができる：

1. 本法により生じる義務及び基本法に基づいて公布された法規命令により生じる義務を履行するために、事業者及び責任者又は労働者が講すべき対策、
2. 労働者の生命及び健康に対する特別な危険を回避するために事業者及び責任者が講すべき対策。

管轄官庁は、危険が緊急ではない場合には、命令の遂行に適度な期限を設けなければならぬ。第一文による命令が指定の期限内に遂行されない場合、又は直ちに遂行可能と断言された命令が直ちに遂行されない場合は、管轄官庁は、命令の対象である職務又は命令の対象である労働手段の使用又は運転を差し止めることができる。公共サービスの分野での公務に多大な影響を及ぼす管轄官庁の措置は、連邦又は州の最高官庁又は地方公共団体の主行政官庁の合意を得た上で、講じるものとする。

§ 23

企業データ；他の官庁との協力；年報

#### 4. 事業者の企業が所属している産業部門

(2) 連邦労働社会省は、連邦議会の同意を得た法規命令により、事業者が法規命令により既に第一文に挙げた報告を行った連邦行政官署が、このデータを文書又は機械的に使用できるデータ媒体又はデータ転送により、第一文により当該官庁を管轄する州最高官庁に送付するよう決定する権限を有する。法規命令では、送付するデータの形の詳細及び送付期限を決定することができる。送付されたデータは、§ 21 バラグラフ 1 により当該官庁が管轄する労働災害防止任務の遂行のためにのみ使用し、データ処理システムに格納し、処理することができる。

(2) 監督を委託された者は、その監督活動の際に知ることとなるところと、企業の機密事項を第二文に規定する場合や違法行為の訴追のために明らかにするか、被保険者の保護のために法定労災保険業者に知らせるか、又は環境保護のために管轄環境に知らせる以外の目的で、漏洩してはならない。営業上及び企業の機密事項が環境情報公開法の意図する環境に関する情報である限りは、機密事項公開の権限は環境情報公開法に準ずるものとする。

(3) 各々の事案において、管轄官庁が以下に関する具体的な根拠を得た場合には：

1. 社会法典第3巻 § 284 第1項第1文による必要な許可を受けていない外国人の就労又は職業活動
  2. 社会法典第一巻 § 60 第1項第2号による連邦雇用庁の部局に対する協力義務の違反
  3. 不正労働撲滅法に対する違反
  4. 労働者派遣法に対する違反
  5. 社会法典第四巻の保険金支払義務に関する規定に対する違反。ただし、それが1から4に挙げた違反と関連がある場合に限るものとする。
  6. 外国人法に対する違反
  7. 租税法に対する違反
- 管轄官庁はその旨を、1から7の管轄官庁及び外国人法 § 63 による官庁に、違反訴追又は处罚のため報告するものとする。

- 第一文の場合には、管轄官庁は、とりわけ連邦雇用庁、開税当局、年金保険当局、社会保険料徴収官署としての健康保険組合、法定労災保険業者、州法により不正労働撲滅法に対する違反の訴追又は处罚を管轄する官庁、生活保護当局、外国人法 § 63 に挙げられている官庁及び税務署と協力するものとする。
- (1) 事業者は、管轄官庁が定めた期限に合わせて、次の項目を管轄官庁に報告しなければならない：
    1. 性、年齢及び国籍別に分類した従業員数及び自宅勤務を認めている労働者の数
    2. 事業者が労働者を雇用している企業の名前又は名称と住所
    3. 事業者の氏名、会社及び住所

- (4) 州の最高管轄官庁は、管轄下の官庁の監督活動に関する年報を刊行しなければならない。  
年報には、国際協定による教育義務の履行に関するデータや、労働災害防止に関連する歐州共同体の法的行為をも盛り込むものとする。

#### § 24

##### 一般行政規則の公布の権限

連邦労働社会省は、連邦議会の同意があれば、次のような一般行政規則を公布することができます：

1. 連邦政府から公布の権限が認められた場合に限り、本法及び本法に基づいた法規命令を遂行するための一般行政規則。

2. § 23 パラグラフ 4 による年報の構成に関する一般行政規則。

3. 州の最高管轄官庁が社会法典第七巻 § 25 第 2 項により定められた期限までに連邦労働社会省に報告しなければならないデータにに関する一般行政規則。

公共サービスの分野に含まれる行政規則は、連邦内務省の同意のもとに公布される。

#### § 25

##### 過料規則

(1) 故意又は過失により次の行為をなした者は、規則違反とみなされる。

1. § 18 パラグラフ 1 又は § 19 による法規命令が、特定の事実構成要件のために本過料規則の参照を指示するものである限りにおいて、その法規命令に違反した者。

2. a) 事業者又は責任者として § 22 パラグラフ 3 による遂行可能な命令、又は

b) 労働者として § 22 パラグラフ 3 第三文 No.1 よる遂行可能な命令に違反した者。

(2) 秩序違反は、パラグラフ 1 No.1 及び No.2 b) の場合には 10,000 ドイツマルク以下の罰金、パラグラフ 2 No.2 a) の場合は 50,000 ドイツマルク以下の罰金をもって処罰するものとする。

#### § 26

##### 罰則

以下の者は、最高 1 年の自由刑又は罰金刑により処罰される：

1. § 25 パラグラフ 1 No.2 a) に記載されている行為を何度も繰り返す者。
2. § 25 パラグラフ 1 No.1 又は No.2 a) に記載されている故意の行為により労働者の生命又は健康を危険にさらす者。

## 建設現場での安全衛生保護施施行規則 (建設現場規則 - BaustellIV) \*

1998年6月10日付（連邦法公報第1283号）

2004年12月23日付規則§15（連邦法公報第3758号）改正

1996年8月7日付労働保護法§19（連邦法公報第1246号）の規定に従い、  
連邦政府は以下を定める。

### § 1

#### 目的、定義

- (1) この規則は、建設現場の従業員に対する安全衛生保護の本質的な改善を確実化するよう制定された。
- (2) この規則は、連邦鉱業法§2の意味する活動及び施設には適用されない。
- (3) この規則の意味するところの建設現場は、建設プロジェクトが行われる場所である。建設プロジェクトは、一つ又は複数の建造物を建設、改造、又は解体するプロジェクトを意味する。

### § 2

#### プロジェクト実施の設計

- (1) 建設プロジェクトにおいて、とりわけ同時に又は連続して予定する作業の実施を計画し、その作業の実行に予想される時間を割り当てる場合は、労働保護法§4を考慮しなければならない。
- (2) 建設現場について、
  - 1. 30営業日超の期間、20人以上の従業員が同時に雇用される場合、又は
  - 2. 延人数が500人・日を超える場合、

附屬書Iに明記された詳細を含む事前通知が、建設現場が設置される少なくとも2週間前までに管轄当局に通知されなければならない。

事前通知は建設現場に明確に表示され、大幅な変更があった場合に更新されるものとする。

- (3) 複数の雇主の従業員が使用されている建設現場のため事前通知が必要な場合、又は複数の雇主の従業員が使用されている建設現場において、附屬書IIに定める特定のリスクを持つ作業が行われる場合は、建設現場の設置に先立ち、安全衛生計画が策定されることを確実にするための措置を講じなければならない。この計画は、関係する建設現場に適用される安全衛生規定を示すとともに、附屬書IIに定める特定のリスクに関する作業に関する具体的な措置も含むものとする。必要に応じて、計画を策定する際に現地で行われる産業活動が考慮されるものとする。

\*この規則は、労働保護法と併せて、仮設又は移動型の建設現場での安全衛生上の最低必要条件の実施に関する1992年6月24日付けの理事会指令92/57 / EECを、実施するよう制定されている。（指令89/391 / EECの第16条第1項の意味での第8個別指令）(O.J.E.C No. L 245 p.6)

### § 3 調整

- (1) 複数の雇主の従業員が使用されている建設現場については、1名又は数名の適切なコーディネータが任命されるものとする。発注者又は§4に従い発注者によって認可された第三者は、それ自身、コーディネータの任務を遂行することができます。
- (1a) 適切な調整者を認可することにより、発注者又は発注者によって承認された第三者は、責任を免られ得ない。
- (2) 建設プロジェクトの実施を計画する場合、コーディネータは、
  - 1. §2 (1) に定められた措置を調整し、
  - 2. 安全衛生計画を作成するか、又は作成させ、
  - 3. 建造物の維持管理作業中に考慮されるべき開催する安全性及び健康情報を含むファイルを準備する。

- (3) プロジェクト実施中、コーディネータは、
  - 1. 労働保護法§4に定められた一般原則の実施を調整し、
  - 2. 従業員のいない雇主及び請負業者は、この規則に基づく義務を履行することを確認し、
  - 3. プロジェクトの実行に大幅な変更が生じた場合は、安全衛生計画の調整を行うか、又は行わせ、
  - 4. 雇用主間の協力を図り、
  - 5. 作業手順が使用者によって正しく実施されていることを確認する体制を調整する。

- § 4  
認可
- (2) §2及び§3 (1) の第1文に規定されている措置は、第三者に独立した措置をとることを発注者が許可しない限り、発注者が行うものとする。

### § 5 雇用主の義務

- (1) 作業が行われるとき、使用者は、必要な安全衛生措置を講じなければならない。特に、
  - 1. 作業機器のメンテナンス、
  - 2. 作業物質及び廃棄物、特に有害物質の保管及び処分のための手配、
  - 3. 現場の進歩状況、作業の実行時間、
  - 4. 従業員のいない雇主と請負業者との間の協力、
  - 5. 建設現場での作業と他の産業活動との間の相互の影響
- (2) 雇用主は、従業員に代わって取られた保護措置について、理解可能な形式と言語で従業員に通知しなければならない。

\*この規則は、労働保護法と併せて、仮設又は移動型の建設現場での安全衛生上の最低必要条件の実施に関する1992年6月24日付けの理事会指令92/57 / EECを、実施するよう制定されている。（指令89/391 / EECの第16条第1項の意味での第8個別指令）(O.J.E.C No. L 245 p.6)

ればならない。

- (3) 安全衛生義務の履行に関する使用者の責任は、(2) および(3) に規定された措置によって影響されなければならない。

#### 附屬書 I

1. 建設現場の場所、
2. 発注者の名前と住所、
3. プロジェクトの種類、
4. 顧客の代わりに責任を負う第三者の氏名と住所、
5. コーディネータの名前と住所、
6. 作業開始予定日および作業予定期間、  
建設現場の作業員の推定最大人数、
7. 建設現場に従業員を雇用していない雇用者および請負業者の計画人数、
8. 建設現場に従業員を雇用していない従業員のない雇主と請負業者の詳細。

#### §7 行政犯罪及び刑罰条項

(1) 意図的に又は過失により、

1. §2 (2) 第1文と§4に違反して、管轄当局に事前通知をしなかつた場合、又はそれを正確に、完全に、又は適時に、
2. §2 (3) 第1文と§4に違反して、建設現場の設立前に安全衛生計画が策定されることを確実にするための措置をとることができるず、

労働保護法§25 (1) 第1号の意味の中で行政犯罪を有罪とする。

- (2) §1 で言及された意図的な行為により、労働者の健康または生命を危険にさらす者は、労働保護法§26 (2)に基づく刑事犯罪を有罪とする。

#### §8 禁効

(1) この規則は、公布の後曆月の初日に効力を生ずる。

- (2) 1998年7月1日以前に執行が開始された建設プロジェクトについては、これまでの規定を適用する。

連邦評議会同意

#### 附屬書 II

#### §2 (3) の意味の中で特定のリスクを伴う作業は以下の通り。

1. 5m以上の深さの掘削や溝の掘削による巻き込まれや埋没の危険、または7m以上の高さからの落下による危険のある作業、
2. 労働者を爆発性、高圧燃性、発癌性（グループ1又は2）又は突然変異原性生物質又は製剤、又は有害物質規則の意味の範囲内での生殖毒性又は毒性が高い物質、又は作業場における生物学的作用物質への暴露に関連するリスクからの労働者の保護 (OJ EC No. L 374 p.1) に関する1990年11月26日の理事会指令90/679 / EECの意味での、生物学的作用物質からのリスクグループ3と4にさらす作業、
3. 放射線防護規則及びX線規則の意味の範囲内で管理された又は管理された区域の指定を必要とする電離放射線を用いて作業する場合、
4. 高電圧の電力線から5m未満の距離での作業、
5. 労働者を溺れの直接の危険にさらす作業、
6. 井戸、地下土木工事、トンネル作業、
7. 空気供給システムを備えたタピング機器での作業、
8. 圧縮空気環境下での作業、
9. 爆発物や爆発性コードを使用する作業、
10. 10トン以上の単位重量を有する中実構造のフレーム部品の組立又は解体を伴う作業。

建設現場における 労働安全衛生基準	適切なコーディネーター (施行規則の§3の仕様)	RAB 30
建設現場における労働安全衛生基準 (RAB) は、建設現場における安全衛生保護に関する最先端にある。これは、建設現場における安全衛生保護委員会 (ASGB) によって公表されている。	2003年3月27日	

建設現場における労働安全衛生基準 (RAB) は、建設現場における安全衛生保護に関する最先端にある。これは、建設現場における安全衛生保護委員会 (ASGB) によって公表されている。

RAB は、連邦経済労働省発行の連邦刊行物 (Bundesarbeitsblatt BArbBl) によって立案され、発展に応じてこの委員会によって採択される。

## 2 適用範囲

本文書 RAB30 (は、コーディネーターとしての役割を果たすために必要な資格とコーディネーターの役割について記述している。

この規程は、適切な調整者の選択のための可能な資格基準を発注者に提供する。従つて、建設現場の性質、範囲、危険性に応じ、実践と柔軟性を適切に考慮してコーディネーターの要件プロファイルを確立するための基礎となる。施行規則は認定および認証手続を規定していない。

## 目次

- 1 序文
  - 2 適用範囲
  - 3 コーディネーターの役割
    - 3.1 計画の実施中のコーディネーターの役割
    - 3.2 建設プロジェクト実施中のコーディネーターの役割
  - 4 資格
    - 4.1 建設関連知識
    - 4.2 労働安全衛生に関する知識
    - 4.3 コーディネーターとしての特別な知識
    - 4.4 プロフェッショナルな経験
  - 5 知識と経験の証明
- 附属書 A 必要な知識と経験 (計画と施工措置の配合の例示)  
 附属書 B 労働安全衛生に関する知識  
 附属書 C コーディネーターとしての特別な知識  
 附属書 D コーディネーターの継続的かつ永続的な訓練のためにコースの提供者が満たすべき要件に関する権限
- 1 序文
- 1998年6月10日の建設現場での安全衛生保護施行規則 (施行規則) は、発注者に、複数の雇用者の従業員が使用されている建設現場にその性質と見通しに応じて1人または必要に応じて数名の適切なコーディネーターを任命することを義務付けている。
- 施行規則§3で規定されている役割の範囲内で、コーディネーターは、計画の実施中と建設プロジェクトの実行中の両方において、建設作業に携わる発注者および他の人たちに、安全衛生保護の調整に関する協力関係の支援を提供しなければならない。彼の仕事は、建設プロジェクトの安全な設計、建設の順序、建造物の維持管理作業を確実にする手助けをする必要がある。
- 又彼の仕事は、スムーズな建設手順を助ける役目を果たし、建造物に対する維持管理作業を効果的にすることを意図している。
- 多くのコーディネーターが任命されている場合は、特に実行計画中および実行中の調整が多数の異なるコーディネーターによって行われている場合は、相互協議が必要である。
- 2 適用範囲
- 3.2 建設プロジェクト実施中のコーディネーターの役割
- 安全衛生計画の公表、適用、更新、それを遵守するための措置を講じ、関連する企業による必要な労働安全衛生対策の実施。
  - すべての請負業者 (従業員のない下請け業者および請負業者を含む) の安全衛生対策の情報と詳細の説明。

- 実行委員会の安全衛生保護に関する活動の組織化。例えば、安全会議と検査の形での文書化と結果の評価。
- 雇用者による作業手順の適切な適用の監視の調整、例えは正規を要求する。
- 相互の危険を避けるために、建設現場の規制と建設現場の設備計画（存在する場合）の順守を確保するための措置の実施。
- 建設現場で行われる作業と他の作業活動、または建設現場かその近くへ及ぼす影響との間の、安全衛生に関連する相互の影響を考慮。
- 労働保護法§4に基づく一般原則の適用の調整。

#### 4 資格

- 施行規則の意味での適切な調整者は、次のような適切で的確な知識を持つている人である。
- 建設関連知識、
  - 労働安全衛生に関する知識
  - コーディネーターとしての知識、(に)加えて
  - 施行規則§3(2)及び(3)で指定された作業を熟練した方法で実行できるようにするための、建設プロジェクトの計画およびまたは実行における専門的な経験。

コーディネーターは、建設現場の安全衛生を積極的に引き受けなければならない。彼は、初期の危険を特定し、必要な調整措置を講じるために、先見的かつ個々の取引の順序を越えて、作業順序を体系的に考える能力を持つていなければならぬ。この知識とスキルに加えて、コーディネーターは、彼が自分の役割を果たすために十分な程度の社会的能力も備えていなければならない。特に、彼はチームで働く能力、協力的な口頭を管理する能力、そして手元の問題に適した方法でコミュニケーションする能力を持っています。彼の機能と立場は、計画と施工に関する他の人たちの間に受け入れられるに必要な程度の経験を有し、時間の面でも十分かつ効果的に自分の仕事に奉れることができます。個々のケースでコーディネーターに要求される知識と経験は、建設プロジェクトの性質と範囲、発生する危険性、計画や実行の段階に割り当てられた時間に依存する。

以下の基準は、適切なコーディネーターを選択する際の出発点として発注者に設立し、関連する対象物の固有のパラメータに合わせて適合される。個々の基準は、建設プロジェクトの性質と範囲に従って発注者が個別に重み付けする必要がある。

- 既存の建物内の建設のような計画の複雑さ、
- 計画に携わる人の数、
- 建設時間、
- 工事現場の制限条件や技術的な難易度など、施工実施の複雑さ、
- 建設作業の実行に関与する企業の数、
- 維持管理作業を考慮に入れるための要件。

附属書Aには、指導のために使用できる例が含まれている。

#### 4.1 建設関連知識

- 安全性と健康保護に影響がある建設プロジェクトの性質と範囲に応じて、以下の分野で建設関連の知識が必要になることがある。
- 建造物の機能的、技術的および組織的計画、
  - 技術的公規則と標準、
  - 建造物および補助構造の安定性、
  - 建設資材、
  - 建設手続き、建設機械、
  - 建設作業の実行、建設現場機械の計画、作業手順の計画、建設現場組織、
  - テクニカルワーク、インテリワーク、テクニカル機器、
  - 建造物の供用、保守および保存、
  - 入札案内、契約の締結、建設契約法。

#### 4.2 労働安全衛生に関する知識

- 労働安全衛生に関する知識には、安全衛生保護および労働保護法に関する知識、特に以下の事項が含まれる。
- 労働保護法§4による労働安全衛生的一般原則、
  - 建設現場における危険の決定・評価、その後の維持管理工作、
  - 建設現場における労働安全衛生の組織化。
- 労働安全衛生の知識は、職業訓練、継続的な訓練またはさらなる訓練の一環として、または関連する職業経験を通じて得られたものである。労働安全衛生の主な知識は、附属書Bに記載されている主題に記載されている。
- 施行規則の附属書IIに従った、特に有書な作業が施工の過程で行われる場合、コーディネーターはそのような危険を避けろる方法を知つなければならない。建設プロジェクトの性質と範囲によつては、例えは特別な解体工事が行われる場合など、工事現場の従業員の生命や健康を守るために追加の知識が必要となる場合がある。

#### 4.3 コーディネーターとしての特別な知識

- コーディネーターの仕事は、
- 施行規則の意味と目的、および労働安全衛生に関するその位置及び医療制度、
  - 施行規則の適用領域、
  - 施行規則の実質的な要件、
  - コーディネーターの役割および職務、発注者および建設作業に關わる他の人の関係における彼の法的地位、
  - 事前通知、安全衛生計画、および建造物に関する維持管理作業のための文書の目的と内容、
  - 調整手段
- コーディネーターとしての特別な知識は、附属書Cの内容から得られる。

#### 4.4 プロフェッショナルな経験

- 建設プロジェクトの性質と範囲に応じ、コーディネーターは、計画およびまたは実行における調整作業に關し、2年以上の専門的経験を持つなければならない。

## 5. 知識と経験の証拠

コーディネーターは、建築家、エンジニア、技術者、マイスター職人または資格認定監督者としての職業上の建設関連教育の枠組みの中で、通常、建設関連の知識を取得することができる<sup>1</sup>。労働安全衛生に関する知識ヒューディネーターとしての特別な知識は、通常、職業訓練の一部として、継続的またはさらなる訓練によって、または適切な職業経験のいずれかで取得することができる。附属書 D には、職業安全衛生に関する特別な知識および/または、継続的かさらなる訓練によるコーディネーターの特別な知識を教える「コースの提供者が満たすべき要件のための勧告」が含まれている。その知識と経験は、レポートか報告書、推薦書の形式で提示される場合、現在も有するとみなされる。

1 (1979年6月20日に承認された資格認定監督審査令による。BGB1 p.667 ページ)

=====

### RAB 30への付属書 A~D

(省略)



シンガポール共和国の法律

職場安全衛生法

第354A章

条項の配列

第一部  
予備規定

職場安全衛生法  
(第354A章)

(当初の制定法：2006年法律第7号)

2009年改正版  
(2009年7月31日)

作成および発行

法律の改正法（第275章）の権限に属する法律改正委員会

非公式統合 - 2018年4月1日から有効

条

1. 呼称
2. 本法の適用
3. 本法の政府への適用

第二部  
定義

4. 一般的定義
5. 「職場」および「工場」の意味するところ
6. 「従業員」および「雇用主」の意味するところ

第三部  
本法の執行

7. 職場安全衛生長官およびその他の担当官の任命
8. 公務員となる長官、副長官、監督官、認定担当官など
9. 監督官および認定担当官の特定

第四部  
本法の執行

- 就業者の一般的な義務
10. さまざまな立場ごとの義務
  11. 職場の占有者の義務
  12. 雇用主の義務
  13. 自営業者の義務
  14. 元請人の義務

- 14A. 請負人に関する元請人のその他の義務
15. 就業者の義務
16. 労働で使われる機械、設備、有害物質を製造および供給する者の義務
17. 機械または設備を設置、据付、修理する者、および終業時に利用する機械の管理者の義務
18. 占有者および雇用主に関するその他の義務
19. 共用区域の占有者の義務
20. 本部における違反
- 第8部
34. 承認期間
35. 承認の取消
36. 承認書の返却
37. 権利の詐称
38. 本部における違反
39. 職場安全衛生評議会の設立
40. 評議会の権限および手続
- 40A. 評議会の役割
- 40B. 実施規則
- 40C. 刑事訴訟における承認済み実施規則の使用
21. 長官の権限
22. 是正命令および業務停止命令を発令する権限
23. 長官の発令する命令への不服申立
24. 証明書を一時停止する権限
- 第9部
41. 監督官の権限
42. サンプル採取の権限
43. 試験および出席確保の権限
44. 監督官の証人としての資格
45. 保護情報を漏えいしてはならない者
25. 機械または設備などの改造または追加
26. 労働大臣による調査命令
27. 事故または危険事象などの通知および報告
28. 事故の学習報告書など
29. 学習報告書などは証拠と認められない、
- 第10部
46. 未登録工場
47. 合理的に実行可能な範囲を立証する責任
48. 法人などによる違反
49. 第15条（3）項または第21条（7）項に基づく違反の被疑者の逮捕
50. 一般的罰則
51. 再犯者の処罰
52. 違反の原因を是正するよう命じる裁判所の権限
20. 捜査、調査、事故報告、危険事象、職業性疾病
21. 事故または危険事象などの捜査
22. 機械または設備などの改修または追加
23. 労働大臣による調査命令
24. 事故または危険事象などの通知および報告
25. 事故の学習報告書など
26. 学習報告書などは証拠と認められない、
- 第7部
27. 安全衛生管理の取決め
28. 職場安全衛生官および補助者
29. 職場安全衛生委員
30. 職場安全衛生監査人
31. 安全衛生訓練コース
32. 活動のための長官による承認の要件
33. 承認の申請および付与
- 第5部
20. 機械の管理者の義務
21. 占有者および雇用主に関するその他の義務
22. 共用区域の占有者の義務
23. 本部における違反
24. 承認期間
25. 承認の取消
26. 承認書の返却
27. 権利の詐称
28. 本部における違反
29. 職場安全衛生評議会
30. 第8部

53. 証明書の偽造、虚偽の記載および虚偽の申告書  
54. 裁判所の管轄権  
55. 治安判事が違反を審理できる場合  
56. 違反の示談  
57. 契約を修正する権限  
58. 費用来配分する権限

第1部

#### 予備規定

##### 呼称

1. この法律を「職場安全衛生法」と略称する。

##### 本法の適用

2. 本法（規則を除く）に別段の定めがある場合を除き、本法の規定はすべての職場に適用されるものとする。  
[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

条

59. 他の法律との関係  
60. 民事責任  
61. 個人的責任の免除  
62. 免除対象の労働者、職場および設備など  
63. 文書などの送達  
64. 付則の変更  
65. 規則  
66. 留保および経過規定  
付則1 一危険事象  
付則2 一職業性疾病  
付則3 一土木建設作業  
付則4 一工場として指定された職場  
付則5 一機械、設備または危険物質  
付則6 一免除対象の就業者

第11部

##### 総則

##### 本法の政府への適用

3. — (1) 第(2)項に規定する場合を除き、本法は政府を拘束し、次に適用されるものとする。  
(a) 政府が全部または一部を所有または占有する職場、および  
(b) 政府または政府の代理人により建築工事または土木建築工事が行  
われているあらゆる施設  
(2) 本法のいかなる内容によつても、政府が違反に対して訴追を受けるこ  
とにはならない。  
(3) 疑義を避けるために付言すれば、いかなる者も、政府に労務を提供す  
るために雇用されたことを理由に、本法におけるあらゆる違反による  
訴追から免責されることはない。

第2部

##### 定義

- 一般的定義  
4.— (1) 本法では、文脈上異なる解釈が必要でない限り次のように定義す  
る。  
「認定訓練提供者」とは、第31条において長官から安全衛生訓練コースを  
提供する認定を受けた訓練提供者をいう。

職場で働く人々の安全、健康、福祉に関する法律。  
[2006年3月1日]

- (a) 圧縮空気を含有し、空気圧出装置と接続しているあらゆる容器  
(パイプ、コイル、または圧縮器に付属している、もしくは一部  
であるアクセサリーを除く)

- (b) 圧搾空気を含有し、内熱機関を始動する目的で利用されるあらゆる固定容器
- (c) あらゆる噴射空気びん、または個体または液体のあらゆる物質が貯蔵されており、それらを排气でそから押し出すあらゆる容器
- (d) 個体または液体のあらゆる物質が貯蔵されており、それらを排气でそから押し出すあらゆる容器
- 「認定実施規則」とは、第40B条により発行または認可されたあらゆる実施規則をいい、適宜かかる条項において改正される実施規則を含む。
- 「就業中」とは、以下をいう。
- (a) 従業員に關しては、業務が遂行される場所を問わらず、雇用主が行うあらゆる取引、事業、専門職、請負事業に關連して業務を遂行するすべての間
  - (b) 自営業者に關しては、業務が遂行される場所を問わらず、その者が自営業者として業務を遂行するすべての間
  - (c) その他の者に關しては、業務が遂行される場所を問わらず、自身を雇用した者の指示により業務を遂行するすべての間
- 「認定検査官」とは、第33条により長官から、以下に関する所定の試験または検査の実施を認可している者をいう。
- (a) クレーンおよび昇降機
  - (b) 昇降装置
  - (c) 吊り上げ装置または吊り上げ機器
  - (d) 蒸気ボイラー
  - (e) 蒸気だめ
  - (f) 空気受け
  - (g) 冷凍装置受圧部
  - (h) 圧力容器、または
  - (i) 認定検査官による試験または検査を行うことが本法によって義務付けられているその他のあらゆる機械
- 「身体の傷害」とは、健康への害、疾病の発生、およびあらゆる身体の傷害または疾患の悪化、進行、再発を含む。
- 「建築物」とは以下を含む。
- (a) 人の居住またはそれ以外の目的で利用されるかどろかを問わず、あらゆる家屋またはその他の構造物の全部または一部
  - (b) 第(a)号で言及された家屋または構造物とつながっているあらゆる骨組み、支持物、または土台
  - (c) 建築工事とは、以下をいう。
    - (a) 建築物の建設、構造上の改造、修理、維持（あらゆる電気設備の再配線、建築物の昇降機、空調装置、付随する導管の交換、および構造物の塗り直し、改裝、外部洗浄を含む）
    - (b) 建築物の解体、または
    - (c) 対象建築物の敷地準備および基礎工事
- ただし、土木建設作業に該当する作業は含まない。
- 職場についての「分類または種類」とは、地域を特定して指定される一連の職場を含む。
- 「長官」とは、第7条により任命された職場安全衛生長官をいう。
- 「雇用契約」とは、口頭か書面か、明示か默示かを問わらず、一方が相手方を従業員として雇用することに合意し、相手方もその従業員として労働することに合意しているあらゆる取り決めをいい、実習契約も含める。
- 「請負人」とは、他者（本法でいうところの元請人）から雇用された者をいう、ただし、以下を目的とした雇用契約に基づく者は除く。
- (a) 利益もしくは報酬のためのあらゆる労働力の供給、または
  - (b) 利益または報酬のためのあらゆる業務の実施
- 「評議会」とは、第39条により設立された職場安全衛生評議会をいう。
- 「危険事象」とは、第1付則の規定するあらゆる事象をいう。

*[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]*

「副長官」とは、第7条により任命された職場安全衛生副長官をいう。

「電気設備」とは、電気の輸送、管理、利用のために、またはこれに付随する目的のために利用されるあらゆるケーブル、ワイヤー、付属品、アクセサリー、またはその他の器具をいう。

をいい、報酬の有無を問わない。

「ガス」とは、気体または液体状態のあらゆるガスを含む。

「ガス装置」とは

- (a) ガスを製造または貯蔵するためのあらゆる装置、器具、機器をいい、
- (b) あらゆるガスをガスの利用場所に運搬するために利用されるバ

イブおよび装置を含む。

「監督官」とは、第7（3）条により任命された監督官をいい、長官と副官を含む。  
「学習報告書」とは、第27A条において作成および発行される学習報告書をいう。

*[2018年1月1日登録の2017年法律第44号]*

「昇降機」とは、人の運搬に用いられるあらゆる吊り上げ装置または吊り上げ機器を含み、同時に物品も運搬するかどうかは問わない。  
「吊り上げ装置」とは、滑車装置、ジンホイール、チェーンブロックまたはチェーンブロックのセットを含む。

「昇降装置」とは以下を含む。

- (a) あらゆるチェーン、ロープ、チーンスリング、ベルトスリング、ロープスリング、リング、フック、シャックル、スイベル、アイボルト、および
- (b) 人の運搬に用いられる、クレーンのロードラインから吊りさげられたあらゆるケージまたは作業プラットフォーム「吊り上げ機器」とは以下を含む。

- (a) あらゆるクレーン、ウインチ台車、ウインチ、ティーグル、走行路、運搬装置、杭打ちフレーム、または杭打ち機械、および
- (b) あらゆるクライマー、ウインチ、またはその他の動力器具により昇降できる作業プラットフォームまたは吊り足場「機械」とは以下を含む。

- (a) あらゆるオイルエンジン、ガスエンジン、ステムエンジ

ン、および直線的もしくは回転またはその両方の機械的運動を発生するその他の機械

- (b) あらゆる蒸気ボイラー、ガスボンベ、空気受け、蒸気だめ、蒸気コンテナ、または冷凍装置受圧部
- (c) ロープ、ベルト、チーン、伝導ストラップもしくはバン
- (d) またはギアによる力の伝達装置、および
- (d) あらゆる発電機または電動モーター

ただし、車両の推進のためだけに使用されるあらゆる機械を含まない。  
「維持」とは、効率よい状態、効率よい作動状態で、補修が行き届いているように維持されることを意味する。

「機械的動力」とは、蒸気、水、風、電気、圧縮空気もしくはガス、または燃料もしくは爆発物の燃焼により生成されるあらゆるエネルギーをいい、機械の推進または作動に利用される。

「職業性疾病」とは、第24則の規定するあらゆる疾病、および職務に起因し、職務の過程において化学物質または生物学的物質に暴露したことが直接の原因となっているその他のあらゆる疾病をいう。

*[2011年9月1日登録の2011年法律第18号]*

あらゆる施設または施設の一部についての「占有者」とは、以下をいう。

- (a) あらゆる規則に従い当該施設について登録証を取得する必要のある工場の場合、登録証の保有者、または保有者になることが義務付けられている者
- (b) あらゆる規則に従い当該施設について通知を提出する必要のある工場の場合、通知に名前が記載されている者、または通知の提出が義務付けられている者
- (c) その他のあらゆる施設の場合、自己勘定によるか、または代理人もしくは被信託人としてかを問わず、当該施設を管理、経営、監督している者をいい、当該施設の所有者を兼ねているか、どうかを問わない

*[2011年9月1日登録の2011年法律第18号]*

あらゆる施設についての「所有者」とは、以下をいう。

- (a) 当該施設の貸し出しにより賃料もしくは利益を当面受領している者、自身の自己勘定によるか、または代理人もしくは受

託者として受領するかを問わない  
(b) 当該施設が貸し出されていればその賃料または利益を受領していたであろう者

「船舶」とは、航行に利用されるあらゆる種類の船、海上掘削機、荷船、または海上における何らかの作業に使用されるプラットフォームを含む。

「蒸気ボイラー」とは

- (a) 密閉された容器であって、その中で大気圧より高い圧力の下で何らかの目的のために蒸気が生成されるものをいい、
  - (b) かかる容器に供給される水を熱するために使用されるあらゆるエコノマイザー、および加熱蒸気のために使用される過熱機を含む

「蒸気コンテナ」とは、以下のあらゆる容器をいう（ただし、蒸気パイプまたはコイルを除く）。

- (a) 大気もしくは大気圧を超えない圧力の空間に通じる常設の放出口を備えて設置されたものの
  - (b) その中を、加熱、沸騰、乾燥、蒸発またはこれと同様の目的のために、蒸気が大気圧もしくはほぼ大気圧で通過するもの

「蒸気だめ」とは、大気圧よりも高い圧力の下で蒸気の含有に利用されるあらゆる容器または器具をいう（ただし、蒸気ボイラー、蒸気コンテナ、蒸気パイプもしくはコイル、または原動機の一部を除く）。

「下請人」とは、以下のためにならゆる請負人または下請人。

- (a) 利益もしくは報酬に基づくものを除く。

「土木建設作業」とは、第3付則の規定するあらゆる作業をいう。  
「利益または下請人は、それぞれに応じて請負人または下請人として雇用されている。

「職場安全衛生監査人」とは、第30条により任命された職場安全衛生監査員をいう。

「職場安全衛生委員」とは、第29条により任命された職場安全衛生委員をいう。

「登録医療従事者」とは、医療従事者登録法（第174章）により登録された者、または登録されたとみなされる者をいう。

「規則」とは本法で定められた規則をいう。

「廃止法」とは、本法により廃止された工場法（第104章、1998年版）をいう。

「自営業者」とは、雇用契約に基づかずに、利益または報酬のために労働する者をいい、他者を雇用するかどうかを問わない。

「職場安全衛生補助者」とは、第28条により任命された職場安全衛生補助者をいう。

をいう。  
「職場安全衛生官」とは、第28条により任命された職場安全衛生官をいう。

- (4) 職場の占有者の明示的もしくは黙示的許可により、または合意に基づき、当該職場において第(2)項で言及された業務を実施する場合、その実施者がかかる占有者の従業員でなくとも、

- (a) 本法において、かかる職場は工場としてみなすものとし、  
(b) 占有者の義務に関する本法の規定は、かかる職場の占有者が工場の占有者であるものとして適用されるものとする  
〔2011年9月1日発効の2011年法律第18号〕
- (2) 本法において、  
(a) 機械的動力とは、職場もしくは職場の一部の暖房、換気、冷却、空気調節、照明に利用されているという理由のみでは、職場で利用されているとみなされるものではない  
(b) 人の健康に関する言及については、その人物が妊娠中である場合、かかる妊娠の胎児への言及を含める  
(3) 疑義を避けるために付言すれば、本法でいう人とは職場で就業している者とし、当該人物が合法的にかかる職場で労働しているかを問わない。  
「職場」および「工場」の意味するところ
5. — (1) 本法において「職場」とは、工場を含み、人が就業している、就業することになつてゐる、当面就業してゐる、または習慣的に就業してゐるあらゆる施設をいう。  
(2) 本条に従い、「工場」とは、以下のあらゆる施設をいう。  
(a) 以下のいずれかの工程のために人が雇用されている施設  
(i) あらゆる物品または製品の取り扱い、分類、梱包、保管、改造、修理、組み立て、処理、または製造  
(ii) あらゆる有害物質の取り扱い、分類、梱包、保管、処理、製造、または利用  
(iii) あらゆる船舶または車両の修理、組み立て、製造  
(iv) あらゆる建築工事または土木建築工事  
(v) ライフライン供給に関連するあらゆる施設またはシステムの運営または維持  
〔2011年9月1日発効の2011年法律第18号〕
- (b) 第4付則に規定されている施設  
〔2011年9月1日発効の2011年法律第18号〕
- (3) [2011年法律第18号により削除]
- (2) 本法において、従業員に関する言及については、以下の無償労働者の言及を含むものとする。  
(a) 相手方の承知の上で、または相手方の合意によりかかる相手方

- のためには業務を行ひ、かつ
- (b)かかる相手方のために継続的かつ習慣的に業務を行う業務が、かかる相手方の行う取引、事業、専門職、請負事業に関連するものであれば、本法は、
- (i)かかる無償労働者は、かかる相手方の従業員であるものとして
- (ii)かかる相手方は、かかる無償労働者の雇用主であるものとして
- (iii)かかる相手方のために業務を実施している間は、かかる無償労働者は就業中であるものとして、適用されるものとする。

- (3)本法において、従業員に関する言及については、リハビリテーション制度下の者を含み、実習を受けたる、または職場経験を積む目的で職場にいる者（本項でいうところの人物A）への言及を含むものとし、本法は、

- (a)人物Aは、実習もしくは職場経験の提供に合意した者（本項でいうところの人物B）の従業員であるものとして
- (b)人物Bは、人物Aの雇用主であるものとして
- (c)実習を受けたる、または職場経験を積む目的で職場にいる間は、人物Aは就業中であるものとして、適用されるものとする。
- (4)また、

- (a)雇用主が第三者のための業務を遂行させる目的で、かかる第三者の下に従業員（本項でいうところの出向者）を派遣し
- (b)かかる雇用主とかかる第三者の間に、出向者の遂行する業務に関する契約関係がない場合

本法においては

- (i)かかる出向者がかかる第三者のために就業している間は、かかる出向者はかかる第三者（雇用主ではなく）の従業員であるものとみなされ
- (ii)かかる出向者がかかる第三者のために就業している間は、かかる第三者はかかる出向者の雇用主であるものとみなされ
- (iii)かかる出向者が、かかる第三者のために業務を実施している間は就業中であるとみなされるものとする。
- (5)いざれかの者が工場において、なんらかの業務を実施している場合

- (a)かかる工場の占有者は、かかる実施者の雇用主とみなされるものとし
- (b)本法の規定は、かかる工場の占有者が、かかる実施者の雇用主であるものとして適用されるものとするただし、かかる工場の占有者が、かかる実施者の雇用主ではないことを証明する場合を除く。

### 第3部

#### 本法の執行

##### 職場安全衛生長官およびその他の担当官の任命

- 7.—(1)労働大臣はいざれかの人物を職場安全衛生長官として任命し、その他の複数名を職場安全衛生副長官として指名または任命することができる。
- (2)長官は、労働大臣の一般的または特別な指示に従い、本法の執行を担うものとし、課された義務を遂行し、本法またはいざれかの成文法により与えられた権限を行使することができる。
- (3)長官は、必要に応じて本法の執行において補佐を得るために必要な人数を監督官として、およびその他の必要な人數を認定担当官として、指名または任命できる。
- (4)長官は、労働大臣の承認を得て、本法により与えられた権限と課された義務（本項により与えられる委任の権限を除く）のすべてまたは一部の遂行を、長官の規定する条件または制限に従い、副長官、監督官、または認定担当官に委任することができる。
- (5)本条により行われた任命の通知は官報で公開されるものとする。

##### 公務員となる長官、副長官、監督官、認定担当官など

- 8 第7条により任命された長官、ならびにすべての副長官、監督官、認定担当官、および評議会の全委員は、刑法（第224章）の意義において公務員とみなされるものとする。

[2008年法律第9号]

##### 監督官および認定担当官の特定

- 9.すべての監督官および認定担当官は

- (a) それぞれ監督官または認定担当官として任命されたことを示す證明書を支給され  
(b) 本法において権限を行使する際には、要求に応じて、かかる権限行使の影響を受ける者に、この任命證明書を提示するものとする。

#### 第4部

##### 就業者の一般的な義務

###### さまざまの立場ごとの義務

###### 10. 疑義を避けたため、以下のように宣言する

(a) 1人が同時に以下の2つ以上の立場を担うことができる

(i) 雇用主

(ii) 請負人

(iii) 下請人

(iv) 元請人

(v) 自営業者

(vi) 職場の占有者

(vii) 就業中に使われる機械、設備、有害物質の設計者、製造者、供給者

(viii) 就業中に使われる機械または設備の設置者、据付者、修理者

(ix) 機械的動力で動く機械の所有者、借主、賃借人、または就業中に使われるかかる機械の維持管理者

本法は、それぞれの者に相応の義務または責任を課している。

(b) 本法には、立場が同じか異なるかを問わず2名以上の者に同時に同じ義務または責任を課すことがあり

(c) 本法があらゆる者に課した義務または責任は、立場が同じか異なるかを問わず、他の1人または複数の者に課されたといふ事実により軽減または影響されることはない。

###### 職場の占有者の義務

11. 合理的に実施可能な限り

##### (a) 職場

(b) かかる職場に入りするためのすべての手段、および

(c) かかる職場に置かれているあらゆる機械、設備、装置、物品、または物質が

そうした施設内のすべての人々にとって安全で、健康へのリスクがないよう対策を講じることは、職場の占有者の義務とし、そうした施設内の人々が就業中か、かかる占有者の従業員かどうかを問わない。

###### 雇用主の義務

12. — (1) 合理的に実施可能な限り、就業中の自身の従業員の安全と健康を確保するためには必要な対策を講じることは雇用主の義務とする。

(2) 合理的に実施可能な限り、職場で自身が実施するいざれかの請負事業の影響を受ける可能性のある人々（自身の従業員ではない）の安全と健康を確保するためには必要な対策を講じることは雇用主の義務とする。

(3) 第(1)項における、就業者の安全と健康を確保するために必要な対策とは以下を含む。

(a) こうした人々に安全で、健康へのリスクがなく、就業中の福祉について適切な設備と対策が用意された仕事環境を提供し維持管理する

(b) こうした人々が利用する機械、設備、装置、物品、または工程に関し適切な安全策を確保する

(c) 以下の準備、処理、操作、整理、加工、保管、輸送、作動、または利用により生じる危険にさらされることのないよう努める

(d) こうした人々が就業中に生じる可能性のある緊急事態への対応手順を作成し、それを実施する

(e) こうした就業者が、それぞれの業務実施に必要となる適切な指示、情報、研修、監督を受けているよう徹底する

(4)すべての雇用主は、規則で定められている場合、職場内の人々（自身の従業員ではない）の安全または健康に影響が及ぶ可能性があれば、請負事業の実施方法に関する所定の情報をかかる人々に提供するものとする。

## 自営業者の義務

- 13.— (1) 合理的に実施可能な限り、職場で自身が実施するいざれかの請負事業の影響を受ける可能性のある人々（自身の従業員ではない）の健康と安全を確保するために必要な対策を講じることは、自営業者（請負人または下請人も兼ねているかを問わない）の義務とする。
- (2) すべての自営業者は、規則で定められている場合、職場内の人々（自身の従業員ではない）の安全または健康に影響が及ぶ可能性があるれば、請負事業の実施方法に関する所定の情報をかかる人々に提供するものとする。

## 元請人の義務

- 14.— (1) 合理的に実施可能な限り、第(2)項に従い、以下の健康と安全を確保するために必要な対策を講じることは、元請人の義務とする。
- (a) 元請人が雇用した、就業中の請負人
- (b) かかる請負人が直接または間接的に雇用した、就業中の従業員
- (c) かかる請負人または下請人が雇用した、就業中の従業員
- (2) 第(1)項において元請人に課せられた義務は、その項で言及されている元請人、下請人、または従業員が、業務の実施方法に関する元請人の指示の下で働いている場合のみに適用されるものとする。
- (3) 合理的に実施可能な限り、職場で自身が実施するいざれかの請負事業の影響を受ける可能性のある人々（第(1)項(a)、(b)、(c)で言及されている元請人の指示で働く人々ではない）の健康と安全を確保するために必要な対策を講じることは、元請人の義務とする。
- (4) 第(1)項における、就業者の安全と健康を確保するために必要な対策とは以下を含む。
- (a) こうした人々に安全で、健康へのリスクがなく、就業中の福祉について適切な設備と対策が用意された仕事環境を提供し維持管理する
- (b) こうした人々が利用する機械、設備、装置、物品、または工程に關し適切な安全策を確保する
- (c) 以下の準備、処理、操作、整理、加工、保管、輸送、作動、または利用により生じる危険にさらされることのないよう努める
- (i) それぞれの職場にある物

(ii) 職場周辺で元請人の管理下にある物

- (d) こうした人々が就業中に生じる可能性のある緊急事態への対応手順を作成し、それを実施する
- (e) こうした就業者が、それぞれの業務実施に必要となる適切な指示、情報、研修、監督を受けているよう徹底する
- (5) すべての元請人は、規則で定められている場合、職場内の人々（第(1)項(a)、(b)、(c)で言及されている元請人の指示で働く人々ではない）の安全または健康に影響が及ぶ可能性があれば、請負事業の実施方法に関する所定の情報をかかる人々に提供するものとする。

## 請負人に関連する元請人のその他の義務

- 14A.— (1) 合理的に実施可能な限り、2011年職場安全衛生（改正）法の第5条の施行日または施行日以降に元請人が雇用した請負人について、以下を徹底するためには必要な対策を講じることは元請人の義務とする。
- (a) 元請人から雇用された目的の業務を遂行するためには必要な専門知識を有しており
- (b) 請負人、もしくは請負人が雇用した従業員が利用する、または利用することになっている機械、設備、装置、物品、または工程に關し適切な安全衛生策を講じている
- [2011年9月1日発効の2011年法律第18号]
- (2) 第(1)項(a)により課された元請人の義務には、元請人の雇用した請負人、および請負人の従業員について以下を確認することが含まれる。
- (a) 元請人から雇用された目的の業務を遂行する上で十分な経験を有し、研修を受けている
- (b) 元請人から雇用された目的の業務を遂行するために必要な免許、許可、登録証またはその他の証書を取得している
- [2011年9月1日発効の2011年法律第18号]
- (3) 第(1)項(b)により課された元請人の義務には、元請人の雇用した請負人について以下を確認することが含まれる。
- (a) 元請人から雇用された目的の業務には、元請人の義務には、元請人の雇用した請負人について以下を確認することが含まれる。
- (b) 元請人から雇用された目的の業務を遂行するためには必要な免許、許可、登録証またはその他の証書を取得している
- [2011年9月1日発効の2011年法律第18号]
- (c) 元請人から雇用された目的の業務により影響を受ける可能性のある人々に対する安全衛生リスクに関するリスク評価を実施し

ている

- (b) 請負人が元請人から雇用された目的の業務により影響を受ける可能性のある人々に、業務に伴うリスクの性質、職場で実施されている対策または安全な業務手順について知らせている
- [2011年9月1日発効の2011年法律第18号]
- (4) 本条に基づく違反の手続きにおいては、請負人が第(1)項の第(a)号または(b)号で言及された要件を遵守していた、または遵守するという、かかる請負人との契約の内容を、直接または間接的に提示するだけでは、元請人が合理的に実施可能な限り、本条の遵守を確保するために必要な対策を講じていたことを立証する有効な抗弁とはならない。

- [2011年9月1日発効の2011年法律第18号]
- (5) 本条において、「リスク評価」とは、同定された危険源への露出に起因する傷病の蓋然性および影響を評価し、適切なリスク管理を決定するプロセスをいう。
- [2011年9月1日発効の2011年法律第18号]
- 第14条のいかなる内容も、本条における元請人の義務を制限することはない。
- [2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

#### 就業者の義務

- 15.—(1) 以下は就業者の義務とする。

- (a) 意図されている保護効果が得られる方法で、提供された適切な装置、防護服、便利器具、設備、またはその他の手段もしくは物（専用か他者と共同利用するものかを問わない）を利用する、就業中の自身の安全、健康、福祉を確保する
- (b) 自身の雇用主もしくは元請人、およびその他のあらゆる者が本法の規定を遵守できる程度に、場合に応じて自身の雇用主、元請人、その他のあらゆる者と協力する
- (2) いかなる就業者も、本法に基づくあらゆる要件に従い、就業者（自身を含む）の安全、健康、福祉を確保するためには、装置、防護服、便利器具、設備、またはその他の手段もしくは物（専用か他者と共同利用するものかを問わない）を故意または無謀に触れたり、悪用したりしてはならない。
- (3) 就業中に正当な理由なく、故意または無謀により、自身または他者の安全または健康を危険にさらす行為をした者は有罪になるものとする。
- (3A) 就業中に正当な理由なく、過失により、自身または他者の安全または健康を危険にさらす行為をした者は有罪になるものとし、有罪判決に基づき30,000ドル以下の罰金、もしくは2年以下の禁固、または双方に処せられるものとする。
- [2011年9月1日発効の2011年法律第18号]
- (4) 第(1)項または第(2)項に違反した者は有罪になるものとし、有罪判決に基づき1,000ドル以下の罰金が科され、2回目以降の有罪判決の場合は2,000ドル以下の罰金が科されるものとする。
- [2011年9月1日発効の2011年法律第18号]
- #### 労働で使われる機械、設備、有害物質を製造および供給する者の義務
- 16.—(1) 本条に従い、合理的に実施可能な限り、以下について確認することは、就業中に利用されるあらゆる機械、設備、有害物質を製造または供給する者の義務とする。
- (a) 就業中に利用する目的で機械、設備、有害物質が供給されるあらゆる人に、かかる機械、設備、有害物質の安全利用に関する以下の情報を提供する
- (i) 機械、設備、有害物質の適正な利用および維持管理のためには講じられる予防措置（該当する場合）
- (ii) 機械、設備、有害物質に関連する健康被害（該当する場合）
- (iii) 安全利用に関連する第(c)号における機械、設備、有害物質のあらゆる試験または検査に関する情報、およびその結果
- (b) 適正利用すれば、機械、設備、有害物質が安全であり、健康へのリスクがないということ
- (c) 第(b)号で課された義務を遵守するために、機械、設備、有害物質は試験および検査済みであるということ
- (2) 第(1)項で規定されている、あらゆる者に課された義務は
- (a) 営利目的かどうかを問わず、自身が行うあらゆる取引、事業、専門職、請負事業の過程において、かかる機械、設備、有害物質が製造または供給される場合のみに適用される